

鶴岡市地域福祉計画 鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会

日時：令和7年7月22日(火)午後1時30分～

場所：鶴岡市役所別棟2号館

第21・22・23会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あ い さ つ
- 4 委員の紹介
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 協 議
 - (1) これまでの鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画について
 - (2) 鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画策定の進め方について
 - (3) 現在の鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画の評価について
 - (4) 鶴岡市の地域福祉を巡る重点課題について（素案）
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

第1回鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会 座席表

令和7年7月22日(火)鶴岡市役所別棟2号館21・22・23会議室

委員長



鎌田博子委員 ○
小関久恵委員 ○
佐藤公力委員
(第1回欠席)
菅原健史委員 ○
成田勇委員 ○
増田康平委員 ○
山本久喜委員
(第1回欠席)

○阿部淳士委員
○五十嵐廣明委員
○伊藤しおり委員
○岩崎幸次郎委員
○遠藤貴恵委員
○加藤真由美委員

締切

○ 兼市成 課健沢 長育康 真福紀 推祉 進部 課次 長長	○ 進市佐 課地藤 長域清 一 括ケ ア推	○ 市菅 健康原 福祉部 部長	○ 所日宮 本城孝 地域先 域福生 祉社 研究	○ 市山 社木知 協会也 長	○ 長常佐 務藤 理事豊 兼繼 事務 局
○ 市加 福藤 祉恵 課里 長	○ 市五 健十 康嵐 課亜 長希	○ 寿市加 介健康 護福早 祉苗 課部 参事 兼長	○ 括市渡 福社協 祉事務 セン局 ター次 ー長兼 統	○ 市今 社野良 協地一 域福 祉課 長	○ 市佐 社藤 協律 生子 活支 援課 長
○ 員市上 地野和 域城範 括包 ケ括 アケ 推推 進進 専進 門課	○ 課市佐 長地藤 補域正 佐包 括ケ ア推 進進 課課	○ 所市石 長井美 こ喜 ども 家 庭セ ンタ ー	○ 主兼市 査社奥 お山和 だ協行 が地 い城 さ福 ま祉 企課 画主 係幹	○ 市佐 社藤 協雅 生希 活子 支 援 課 主 査	○ が市笹 い社原 さ協陽 ま地子 推域 進福 進祉 係課 係長 おだ
○ 主市村 事地土 城聰 包 括ケ ア推 進進 課課	○ 保市星 健川 師城芽 師包 括ケ ア推 進進 課課	○ が市荒 い社木 さ協裕 ま地幸 推城 進福 進祉 係課 係長 おだ	○ が市菅 い社原 さ協麻 ま地耶 推地 進福 進祉 係課 主事 おだ	○ が市兼 い社子 さ協萌 ま地衣 企地 画福 係祉 主課 事事 おだ	○ が市内 い社山 さ協友 ま地梨 推地 進福 進祉 係課 主事 おだ
○ 見 学 者 席	○	○	○	○	○

傍聴者席

締切

受付

資 料 一 覧

- 1 これまでの鶴岡市における地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画について 資料 1
- 2 鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定について 資料 2
- 3 鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 テーマ別部会（案） 別紙 1
- 4 地域福祉計画 2020 係る取組み状況調書 資料 3
- 5 鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2020」進行管理表 資料 4
- 6 鶴岡市の地域福祉を巡る重点課題について（素案） 資料 5
参考資料 1
参考資料 2
- 7 鶴岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱 資料 6
- 8 鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 資料 7
- 9 鶴岡市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿 資料 8
- 10 鶴岡市地域福祉計画 つるおか地域福祉プラン 2020
- 11 鶴岡市地域福祉活動計画 おだがいさまのまちづくり計画 2020

これまでの鶴岡市における 地域福祉計画・地域福祉活動計画 について

鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定事務局

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは ～地域福祉を推進するために～

- 地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする行政計画。

- 地域福祉活動計画

社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

○ 社会福祉法（昭和26年法第45号）＜抄＞

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○ 社会福祉法（昭和26年法第45号）＜抄＞

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

（1） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（2） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（3） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（4） 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6（略）

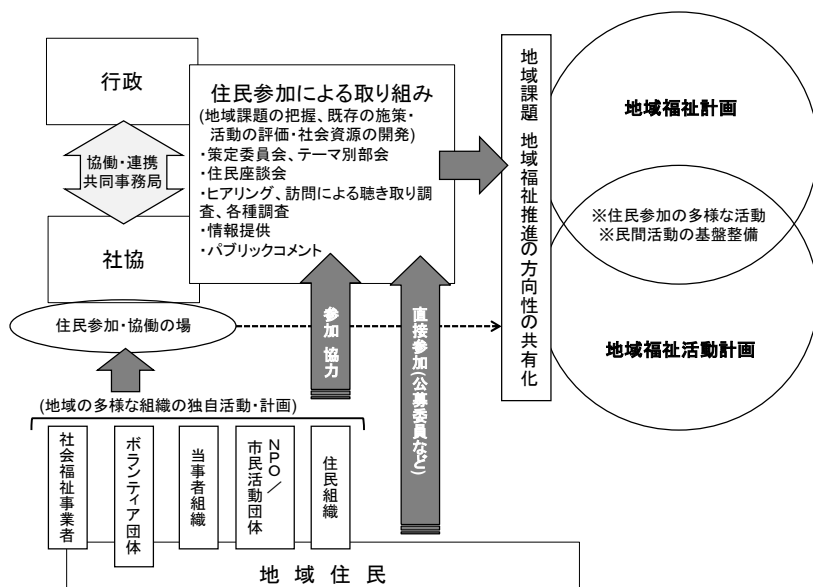
地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

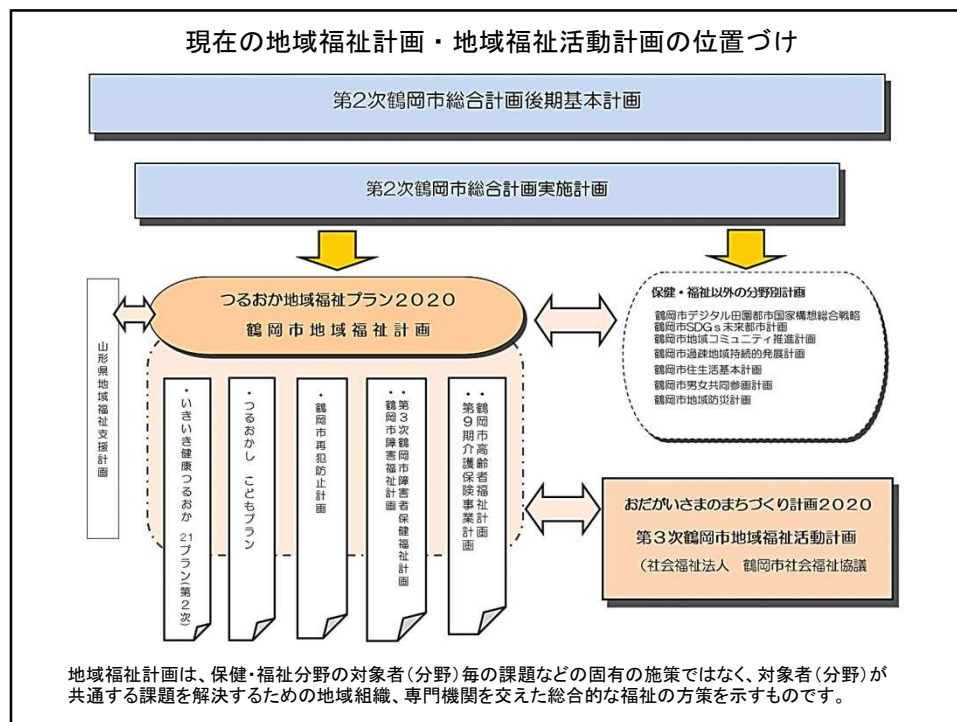
地域福祉計画と地域福祉活動計画はともに地域福祉の推進を目指すものであり、また、住民の参加を得て策定するものであることから、策定過程や実施・評価を共有するなど相互に連携を図ることが必要です。

- ◆地域の生活課題・社会資源の共有化
- ◆地域福祉推進状況の共有化
- ◆地域住民の参加による福祉活動やその支援策の位置づけの共通化

一体となって策定することにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実行性が高まります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の協働した策定のプロセス（イメージ）





鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の経過①		
年 度	事 業 内 容	説 明
平成 9年	地域福祉活動計画策定 (社会福祉協議会)	◇ ハートピア21プラン 計画期間:平成10年度～平成20年度
平成12年	社会福祉法制定 介護保険制度施行	◇ 市町村に地域福祉計画策定の明文化
平成14年 ～15年	旧鶴岡市地域福祉計画 策定(平成16年3月)	◇ 平成14年11月～平成15年3月 住民座談会 「車座トーク」133ヶ所で実施 計画期間:平成16年度～平成20年度
平成16年	地域福祉活動計画策定 (社会福祉協議会)平成17年3月	◇ ハートピアプラン2005 計画期間:平成17年度～平成21年度
平成17年	市町村合併(10月)	
	市町村社協合併(10月)	
平成18年	「つるおか地域福祉ビジョ ン06」～新鶴岡市の地域福 祉推進のための提言～策定	◇ 10月～11月 合併した地域で住民座談会 「車座トーク」を51地域で開催 計画期間:平成19年度～平成22年度

鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の経過②

年 度	事 業 内 容	説 明
平成22年	地域福祉計画 「つるおか地域福祉プラン 2010」策定 (平成23年3月)	◇住民座談会「車座トーク」10月～11月 31ヶ所の町内会・自治会等で開催 ◇アンケート調査 11月～12月 市内事業所1,129事業所を 対象に実施。回答数448事業所。 12月～1月 中学校3校・高等学校5校を 対象に実施。 計画期間:平成23年度～平成27年度
	地域福祉活動計画 「おだがいさまのまちづくり 計画2010」策定 (平成23年5月)	
平成27年	地域福祉計画 「つるおか地域福祉プラン 2015」策定 (平成28年3月)	◇住民座談会、関係機関・団体へのヒアリング 11月～12月 10ヶ所で開催 ◇アンケート調査 9月～11月 民生児童委員 回答数311人 町内会・単位自治組織 回答数311人 11月～12月 ひとり親世帯 回答数424人 ホームヘルパー 回答数91人 計画期間:平成28年度～令和2年度
	地域福祉活動計画 「おだがいさまのまちづくり 計画2015」策定 (平成28年3月)	

鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の経過③

年 度	事 業 内 容	説 明
令和2年度	地域福祉計画 「つるおか地域福祉プラン 2020」策定 (令和2年3月)	◇アンケート調査(9月) 町内会等の長 回答数381人 民生委員・児童委員 回答数324人 ◇ソーシャルワーカー等へのオンラインヒアリング (8月20日、8月21日) 21名参加 ◇各相談支援機関等に従事する職員を対象としたア ンケート(9月) 80事業所に実施 回答数177人 ◇訪問聴き取り調査(8月～10月) 相談機関による伴走型支援が必要な21ケース 計画期間:令和2年度～令和7年度
	地域福祉活動計画 「おだがいさまのまちづくり 計画2020」 (令和2年3月)	

地域福祉計画

つるおか地域福祉プラン2020



○基本理念

「安心すこやか 福祉で共生のまちづくり 鶴岡」

○基本方針

1. 身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり
2. 全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備
3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進
4. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進
5. 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり
6. 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備
7. 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開
8. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり
9. 地域全体で心の通い合う地域医療の実現

「つるおか地域福祉プラン2020」における9つの重点課題

- ① 複雑複合的な課題を抱える個人・世帯等への包括的な支援の推進
- ② 全世代全対象型の地域包括ケアを推進するための基盤整備、人材育成・確保、財源の創出とデジタル化等の推進
- ③ 住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備
- ④ 住民主体による健康増進・介護予防活動の推進
- ⑤ 子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の推進
- ⑥ 地域で安心して暮らし続けることができるための権利擁護サービス等の拡充
- ⑦ 地域の活性化に結び付けた施策の展開
- ⑧ 地域の防災リスクに応じた地域防災力の向上と防犯活動の推進
- ⑨ 地域医療を取り巻く環境の変化への対応力の向上

地域福祉活動計画

おだがいさまのまちづくり計画2020



○基本理念

「おだがいさまのまちづくり」

○基本的な視点

1. 気づきあい ～困っている人を見逃さない地域づくり～
2. つながりあい ～人と人との出会い、つながりあえる場づくり～
3. 支えあい ～身近な地域でお互いに助けあえる関係づくり～
4. 認めあい ～お互いの違いを認めあい、その人らしさを大切に
する社会づくり～

「おだがいさまのまちづくり計画2020」における8つの活動目標

- ① 困りごとを一人で抱えない
- ② 福祉のこころを育てる
- ③ 身近な場所でつながる
- ④ 多様な資源や人をつなぐ
- ⑤ 困りごとをみんなで考える
- ⑥ 日頃からの関わりあいを防災に活かす
- ⑦ 一人ひとりの暮らしをまもる
- ⑧ 思いをつなぐ、未来へのチャレンジ

鶴岡市地域福祉計画及び鶴岡市地域福祉活動計画の策定について

1 策定に向けた基本的な進め方

次期地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に当たっては、地域の実態や今後の社会情勢の変化などの把握に努め、課題を明らかにするとともに、これまでに実施した施策、取組の点検評価を行い、めざす理念と地域福祉の基本方針、今後進めていく施策の方針、これからの取組などについて、策定委員会、各テーマ別部会、ワーキングを開催しながら検討を行います。

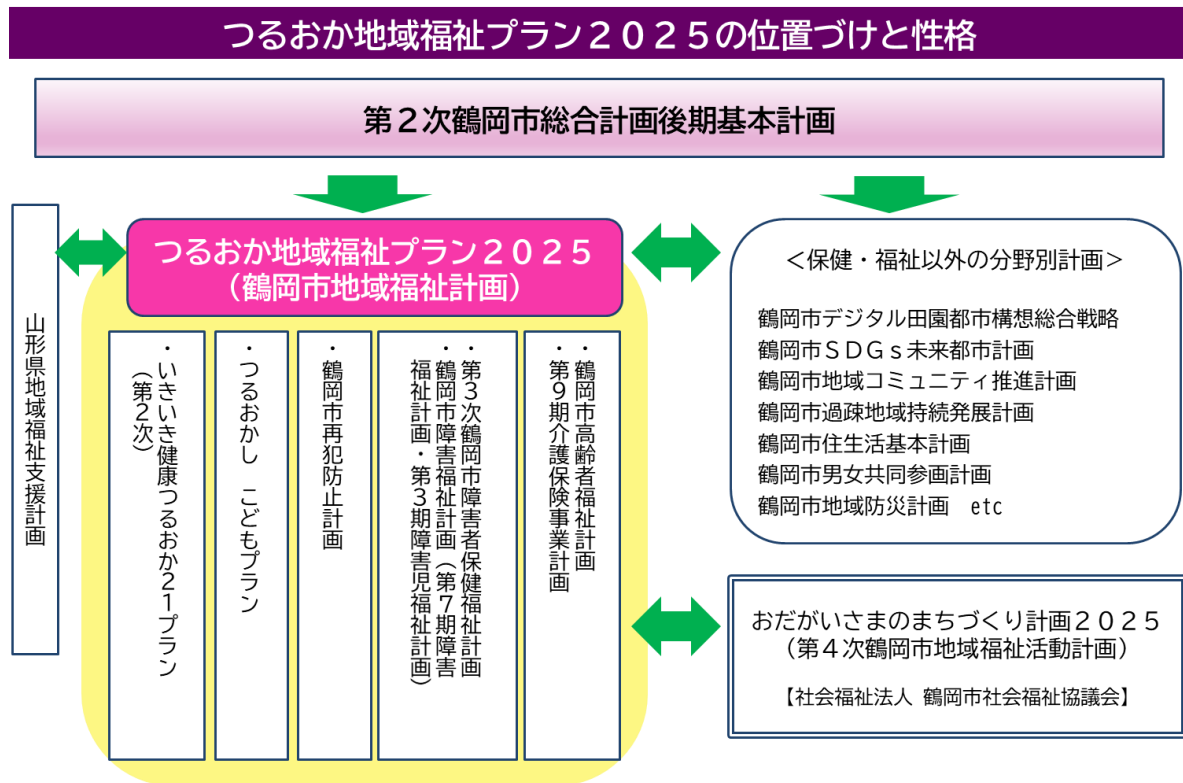
その他、計画の策定に際しては、広く地域の状況や地域住民の課題、ニーズを把握するため、市民2,000人を対象とする「福祉ニーズ市民アンケート」を実施するとともに、地域住民が抱える課題を把握するための地域座談会の開催や、パブリックコメント等の手法により地域住民等の参加を得て、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図る計画策定に努めます。

また、地域福祉計画が地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する計画であることから、第2次鶴岡市総合計画や各福祉計画の考え方や施策の方向性とも整合性を図るものとします。

これらの計画策定作業は、令和6年度から取り組んでおり、令和7年度中の策定をめざします。

2 計画の位置づけ

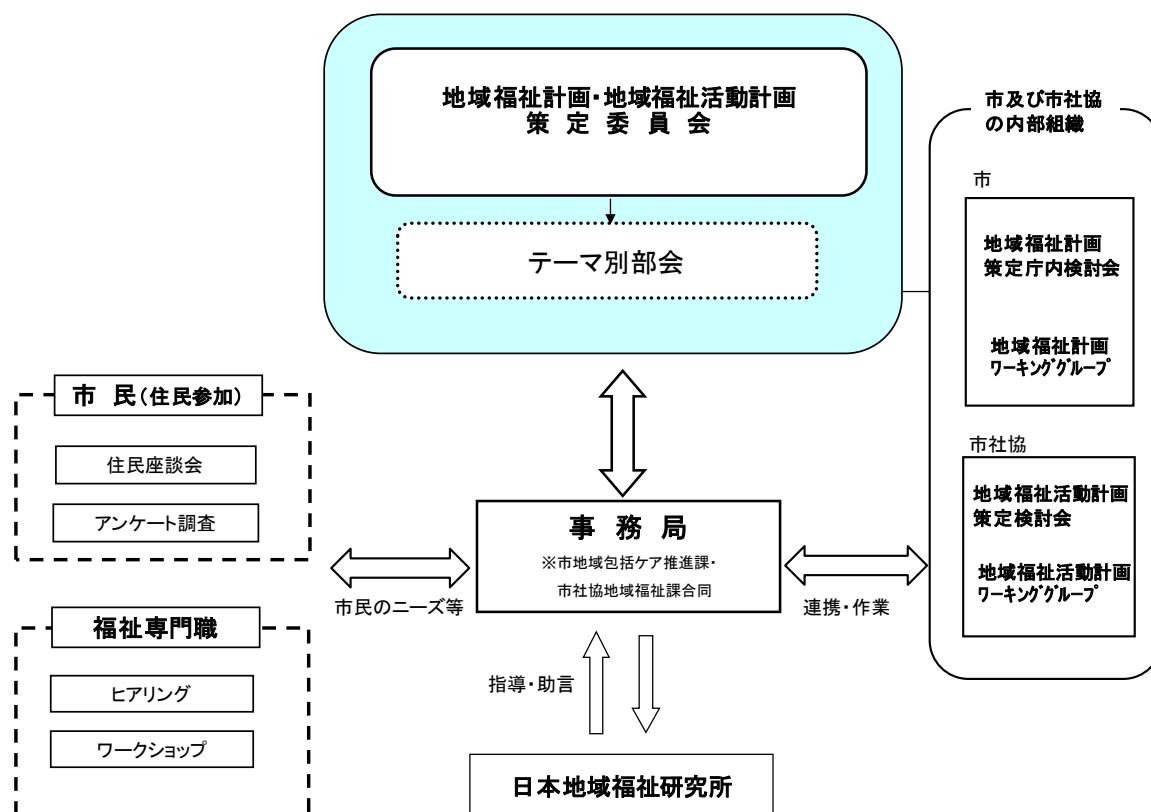
地域福祉計画は、鶴岡市総合計画に基づき、関連する計画を内包するとともに、保健・福祉分野以外の分野別計画及び地域福祉活動計画と相互に連携を図ることとする。



3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

4 計画の策定体制



(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

① 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

鶴岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱第1条及び鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第1条に基づき設置し、自治組織関係者、社会福祉団体関係者、学識経験を有する者、社会福祉事業の従事者及び市民の代表者等による20名以内の委員で組織する。

② テーマ別部会（別紙1参照）

鶴岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱第6条及び鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第6条に基づき設置し、特定のテーマについて、専門的な見地から協議する。

委員は、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員から選任する。

（２）庁内検討

①鶴岡市地域福祉計画策定庁内検討会

副市長以下、関係課の管理職にある職員を鶴岡市地域福祉計画策定庁内検討会委員とする。

②鶴岡市地域福祉活動計画策定検討会

事務局長以下、関係課の管理職にある職員とする。

③ワーキンググループ

鶴岡市、鶴岡市社会福祉協議会それぞれの職員から選出し、課題検討等について合同で取り組む。

（３）市民の意見の反映

①アンケート調査（令和６年度に実施済み）

十分に可視化されていない課題やニーズを「見える化」する。

②住民座談会、福祉専門職とのワークショップ

地域生活課題について意見を聴取する。また、複雑化・複合化したケースに対応している福祉専門職の意見を反映させるためワークショップを開催する。

③パブリックコメント

計画（案）について、ホームページに掲載し、広く市民の意見を募集する。

5 計画策定スケジュール（案）

地域福祉計画の策定については、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会において令和8年3月中旬をめぐり取りまとめ、令和8年3月末までの策定を目標として進めることとする。

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定全体スケジュール(案)

	策定委員会	検討会、ワーキング等		
R6年度			市民2,000人へのアンケート調査	地域座談会
R7.4月				
5月				
6月				
7月	第1回 策定委員会(7/22) ・計画策定の経過 ・現計画の評価・検証 ・今後のスケジュール	第1回 庁内検討会 (市)	第1回福祉専門職ワーク ショップ	地域 座談 会
8月				
9月	第2回策定委員会(9/12) ・テーマ別部会	第1回 策定検討会 (市社協)	第2回福祉専門職ワーク ショップ	
10月		第1回ワーキンググループ (市・市社協)		
11月		第2回 庁内検討会 (市)		
12月	第3回策定委員会 ・座談会、ワークショップ結果提示 ・計画(素案)			
R8.1月		第2回ワーキンググループ (市・市社協)		
2月			パブリックコメント	
			市議会への説明	
3月	第4回策定委員会 ・地域福祉計画(案) ・地域福祉活動計画(案)	地域福祉計画策定		

鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 テーマ別部会（案）

	部会名	主な協議内容（例）	担当委員	アドバイザー
1	支え合いの地域づくり部会	・住民主体による見守り・支え合いに関する事 ・認知症支援に関する事 ・介護予防、日常生活支援総合事業に関する事 ・社会福祉法人の社会貢献に関する事 ・居場所づくり等に関する事 ・人材発掘、養成に関する事 ・その他	① _____ () ② _____ () ③ _____ () ④ _____ () ⑤ _____ ()	
2	包括的相談支援部会	・地域包括ケアシステムに関する事 ・若者のひきこもり支援に関する事 ・社会的孤立者への支援に関する事 ・貧困に関する事 ・就労支援に関する事 ・障害者支援に関する事 ・権利擁護に関する事 ・居住支援に関する事 ・重層的支援体制に関する事 ・その他	① _____ () ② _____ () ③ _____ () ④ _____ () ⑤ _____ ()	
3	安心・安全のまちづくり部会	・災害発生時の支え合い等に関する事 ・災害ボランティア活動に関する事 ・ボランティア活動に関する事 ・福祉教育（学習）に関する事 ・避難行動要支援者に関する事 ・福祉避難所に関する事 ・その他	① _____ () ② _____ () ③ _____ () ④ _____ () ⑤ _____ ()	

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

＜評価指標＞

- A: 順調に進んでいる
 B: 課題はあるが、概ね順調に実施している
 C: 実施されているが、不十分な点がある
 D: 実施方法も含め改善が必要

基本方針1 身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり

【重点課題】 複雑・複合的な課題を抱える個人・世帯等への包括的な支援の推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
1-(1)	(1)重層的な支援体制の整備促進	・ 令和4年度から6年度までの3年間、重層的支援体制整備事業の移行準備を実施し、令和7年度からの本格実施に向けた実施体制を段階的に整備した。	B	・ 本格実施に必要な体制は整備したものの、包括的相談事業所等における事業の認知度に課題がある。	・ 実施ケースを積み重ねながら、事業の理解を深め、効果的な運用の仕方を模索していく。
1-(2)	(2)(仮称)地域福祉ワーカーの配置による課題の早期発見・早期対応の促進	・ 重層的支援体制整備事業により、鶴岡市社会福祉協議会に12名のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、複雑・複合的な課題を抱えるケースのニーズの把握、情報の集約、支援のコーディネートなどを行っている。	B	・ 地域ケア推進担当者会議に参加するとともに、民生委員等の地域の関係者と連携しながら、支援者の中心的な役割を果たしている。	・ アウトリーチによる継続的支援を強化し、支援が十分に届いていないケースの掘り起しを行う。
1-(3)	(3)関係機関・団体、庁内の部署横断的な連携による取組みの推進	・ 複雑・複合的な課題を抱える世帯への支援について、支援会議及び重層的支援会議を開催し、役割分担を決めながら、支援プランを作成している。	C	・ 重層的支援会議は、R5:7件、R5:8件、R6:8件実施し、年々増加しているが、積極的な支援に至っていないケースはまだまだあるものと考えている。	・ 実施ケースを積み重ねながら、事業の理解を深め、効果的な運用の仕方を模索していく。(再掲)

基本方針2 全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備

【重点課題】 全世代全対象型の地域包括ケアを推進するための基盤整備、人材育成・確保、財源の創出とデジタル化等の推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
2-(1)	(1)地域共生社会の実現に向けた理念の明文化と推進体制の整備	・ 地域共生社会の実現に向けた理念を明文化するための条例制定には至らなかった。 ・ 保健福祉に関する重要事項を審議する、市民代表などを含めた審議会の設置には至らなかった。	D	・ 地域共生社会の実現に向けた市としてのビジョンが明確となっておらず、庁内において条例制定に向けた機運を醸成するに至らなかった。 ・ 審議会設置に向けた検討が不十分であった。	・ 条例制定の目的や必要性、具体的な記載内容を再検討する。 ・ 地域福祉計画の進捗管理を行う審議会のあり方についての検討を行う。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
2-(2)	(2)企画・調整機能の強化	・ 地域包括ケア推進課では、包括的支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業を所管し、庁内連携会議を実施するとともに、重層的支援会議の開催・運営方法等について、評価検証を行いながら効果的な体制の検討を行っている。	B	・ R4年度からの移行準備事業において、「重層的支援会議」をR4年度は8件、R5年度は8件、R6年度は11件開催し、支援プランに基づき関係機関で役割分担を行い、チーム支援を実施した。	・ 重層的支援会議につなげる効果的な仕組みについて、社会福祉協議会と引き続き検討していく。
2-(3)	(3)支援に携わる専門的人材の育成・確保	・ R3年度、4年度に学区地区社協の役員を対象に地域福祉リーダー養成研修を実施。R6年度には、行政関係各課・ケアマネジャー・障害関係・子ども関係・コミュニティソーシャルワーカー等の多職種・多機関の方を対象にコミュニティソーシャルワーカー研修を実施し、包括的支援に取組む人材育成・確保に向けた取組みを行った。	C	・ 幅広い対象に研修を実施したが、専門的人材の育成の取組が必要。	・ 専門的人材の育成および研修のあり方について検討を行う。
2-(4)	(4)全世代全対象型の地域包括ケアの推進取組みへの支援	・ 既存の補助金の整理統合、新たな企画を推進することができる包括的補助金の創出には至らなかった。	D	・ 既存の補助金の整理統合が進めることができなかった。	・ 既存の補助金のあり方及び新たな補助金の制度設計の検討を行う。
2-(5)	(5)保健福祉サービスにおけるデジタル化や産業技術の活用の推進	・ 聴覚障害者等の自立と社会参加を目的に、令和5年度に遠隔手話通訳用タブレット端末を導入し、意思疎通支援体制の強化を図った。利用登録者は4名。	C	・ コロナ禍において手話通訳遠隔対応を可能としたことは成果といえるが、利用登録者が少数であり、サービス内容の検証が必要。	・ 聴覚障害者の意思疎通支援の新たな選択肢として遠隔手話通訳サービスの周知啓発を行う。
		・ 「LINEWORKS」を活用した市内介護サービス事業所等の専用連携ネットワークを構築した。ネットワークには272事業所が登録し、円滑な情報共有と介護サービス事業所の業務効率化、経費削減を図った。また、県や関係機関が実施する各種研修や情報を幅広く介護事業所に提供し、デジタル技術の活用を促進している。	B	・ 「LINEWORKS」の導入は移動時間、移動経費の削減につながったとの高評価を得た。	・ 介護現場でのICT、ロボットなどの積極的な活用に向け、引き続き各事業所に対し利用促進を図っていく。
2-(6)	(6)共生型サービス等の分野横断的な支援の推進	・ 市内の介護老人保健施設1施設では、共生型サービスを開始し、医療的ケア児者の短期受入を実施している。	C	・ 利用者、事業所の制度理解促進が課題。	・ 制度の普及等、事業所への周知を図るとともに、利用ニーズの把握を継続する。
		・ 共生型サービスの分野横断的な支援の推進を図るため、ホームページやパンフレット等で事業所への周知を図った。	C	・ H30年10月に共生型サービスとして地域密着型通所介護事業所1事業所の指定を行ったが、指定のメリットが感じにくいことなどから全体的な普及には至っていない。	・ 地域福祉連携ネットワーク事業などを活用し、制度周知の機会を増やすとともに、全体的な普及に至らない原因を整理し、改善策につなげる。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

基本方針3 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進

【重点課題】住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
3-(1)	(1)住民主体による地域支え合い活動の拡充	- 生活支援コーディネーターが関わる地域支え合い活動の創出(R2 28件→R6 19件) - 訪問型サービスB(住民主体による生活支援)事業の実施(R2 延314名→R6 延214名) - 通所型サービスB(住民主体による介護予防支援)事業の実施(R2 延3,685名→R6 延2,978名) - いきいき百歳体操事業の実施(R2 実施133団体→R6 実施175団体) - 地域介護予防活動支援事業の実施(R2 補助実績52団体→R6 補助実績59団体)	B	地域住民の支え合いによる買い物支援や、住民主体の「通いの場」の創出や介護予防活動の実施など、地域の実情に合わせた互助の仕組みづくりを推進し、支え合い体制の強化に繋がっている。	引き続き、主体的に介護予防・生活支援に取り組む住民団体への活動支援や補助金交付を行い、地域での生活を支える体制を整備する。
		- 民生児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動を継続し、関係機関と連携しながら孤立の防止、自立した生活を送れるよう支援を進めている。 - 民生児童委員数:327名(R7.4.1現在) 民生児童委員による相談・支援件数 R2:7,692件 → R6:5,043件 - 独居高齢者等訪問支援事業(ヤクルト訪問)対象者数 (R2 1,823人 → R6 1,453人)	B	民生児童委員のなり手不足により一部見守りが行き届かない地区があるため、なり手確保が課題となっている。	令和7年度から「民生児童委員サポーター制度」を実施し、委員の負担を軽減することでなり手不足解消に取り組んでいく。
3-(2)	(2)小地域における住民主体による支え	- 社会福祉協議会では、学区・地区社協が策定する「地域支え合いプラン」の推進に必要な情報の提供など活動の支援を行っている。 - 鶴岡市ふれあいのまちづくり事業補助金により、学区・地区社協の活動を支援している。(令和6年度実績:1,225千円)。	A	学区地区社協では、「地域支え合いプラン」に基づき、住民主体の見守りネットワークや生活支援サービスなど、住民参加による地域福祉活動を推進している。	引き続き学区地区社協の活動を支援していく。
3-(3)	(3)地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援	- 広域コミュニティ組織の育成・支援 住民自治組織に対し持続可能な体制整備を促すとともに、身近な地域課題解決に向けた取組みを支援するために住民自治組織総合交付金を46組織、広域コミュニティ組織運営・地域づくり交付金を33組織に交付した。 - 鶴岡地域まちづくり未来事業の実施 広域コミュニティ組織が未来に向け取り組むまちづくり(プロジェクト)を支援し、住みよい、活力あふれる地域コミュニティの構築を推進した。 (R6年度採択事業 7件 13,804千円)	B	左記の取組を行い、住民自治組織が行う主体的な地域づくりを支援した。一方で、地域ビジョン策定や地域課題の解決に向けた取組みに対する住民の意識醸成ができていない組織もある。住民自治組織への働きかけと支援の強化が課題である。	鶴岡地域まちづくり未来事業補助金やアドバイザー職員制度等を周知しながら住民自治組織への働きかけを行うとともに住民主体の取組を多面的に支援し、地域づくりの支援、組織強化、担い手育成を図っていく。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
		・アドバイザー職員制度による地域づくり支援 地域ビジョンの策定や地域課題の解決、事業実施など、地域の要請に応じて職員をアドバイザーとして派遣した。 (R6年度6地区へ職員11人派遣) ・コミュニティ支援員によるコミュニティ強化対策(地域ビジョン関連) コミュニティ支援員を配置し、地域ビジョンの策定等に向けた取組について支援した。 ・優良事例の共有 住民自治組織に「ふり返しシート」の作成を依頼し、各自の取組を見つめなおしてもらうとともに広報紙「まち活通信」を発行し、地域の工夫された取組等を優良事例として共有した。			
3-(4)	(4)担い手及び地域リーダーの発掘、育成・活動支援	・地域支え合い活動の担い手となる人材の養成研修会を継続して実施している。研修修了者の中からは、実際に高齢者の居場所や通いの場の運営、買い物支援等を実施している方も出てきている。 ・担い手養成研修会の実施(R6 修了者14名、累計262名)	B	・担い手養成研修会において、修了者に対してアンケート調査を行い、情報共有可能な方については、生活支援コーディネーターを通じて活躍の場へのマッチングを行うことができた。	・担い手養成研修会受講の働きかけを広く行うとともに、修了生の活動の実態把握と活躍の場へのマッチングを継続していく。
3-(5)	(5)地域課題の解決に向けた外部人材の活用	・地域おこし協力隊(OB/OG含む)は15名活用しており、導入当初は人口減少や高齢化の進行が著しい過疎集落における地域力の維持・強化を図るために各地区に配置していたが、近年では集落対策のみならず、課題を抱えている・目標ビジョンがある地域団体に配置している。	B	・任期が過ぎている協力隊12名のうち、任期満了した協力隊5名は市内に在住している。総務省が公表している任期終了後定住率は68.9%(直近5年間)であるため、本市の定住率(41.7%)は全国平均を下回っている。	・協力隊制度について関係者間で共通認識を持ち、導入目的・地域協力活動内容を明確にするため関係者との調整を十分にを行った上で登用する。
3-(6)	(6)多様な主体が行う福祉活動等の推進	・鶴岡市福祉ボランティアのまちづくり事業補助金により、社会福祉協議会によるボランティア活動を支援している。(令和6年度実績:171,000円)	A	・社会福祉協議会では、災害時の対応を学ぶ出前講座や障がい者サポートボランティア入門講座、こども食堂実施団体とコンビニ会社の情報交換会を実施し、ボランティアについての理解と活動参加への促進の機会を作っている。	・引き続き、社会福祉協議会を主体とした活動を支援し、ボランティア活動の活性化を図っていく。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

基本方針4.こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進

【重点課題】住民主体による健康増進・介護予防活動の推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
4-(1)	(1)ウィズコロナ・アフターコロナにおける健康増進・介護予防活動の推進	・ いきいき百歳体操を推奨しており、活動団体数は年々増加している(R6年度175団体)。また、地域のサロンや老人クラブ等からの依頼による介護予防講座の実施のほか、主体的・継続的に介護予防活動に取り組む団体に対し、地域介護予防活動支援事業補助金を交付(R6年度補助金交付59団体)し、介護予防活動を推進した。	B	・ コロナ禍で活動休止や中止した団体があったが、感染対策を行いながら活動を再開するなど、平常時に戻りつつある。	・ 個人の感染予防対策を尊重しながら、人と人とのつながり、支え合いによる介護予防活動を推進していく。
4-(2)	(2)認知症への理解と予防の推進	・ 各地域包括支援センターが中心となり「サポーター養成講座」実施している。R5:年26回、1,139人 R6:年34回、1,252人 年6回「認知症理解する教室」を開催し、認知症に対する理解を深め、今後の暮らしに備えるための市の事業の情報提供を行っており、市民を対象にした認知症講演会を継続実施している。 認知症本人や家族が地域住民、介護や福祉の専門職等と交流し、話し合いや交流・相談ができる場となるよう毎月「ほっこりカフェ」を開催している。	B	・ 認知症の正しい理解に向けて、地域の幅広い年代層へ周知啓発を促進しているが、生活習慣病や脳血管疾患予防の推進と各種健診の受診率向上の推進と関連付けた認知症予防の取組までには至っていない。	・ 生活習慣病対策及び脳血管性認知症の予防を推進するとともに、早期発見・早期対応に向けた地域の関係者との連携を推進する。
4-(3)	(3)こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進	・ 庁内及び関係機関等でのネットワークを活用し、広く地域でこころのサポーター養成講座をはじめとする普及啓発を行った。 ・ 週1回こころの健康相談と若者ひきこもり相談を実施し、令和5年度からは若者ひきこもり相談員を拡充した。必要に応じて多機関と連携し個別支援を行った。 ・ 令和6年度から、学校教育課と連携し、小中学生を対象としたSOSの出し方・受け止め方講座を実施した。	B	・ 計画に基づいて取組は実施し、自殺死亡率は徐々に低下しているが、自殺対策で定めている目標値を達成しておらず、更なる取組の強化が必要である。	・ 第2期自殺対策計画に基づき、関係課・関係機関とのネットワークの活用し、世代・特性に応じた自殺対策及びこころの健康づくりの啓発強化、相談先等の情報発信等を行う。
4-(4)	(4)生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進	・ 健診機関と連携し、感染症対策をとりながら、安全な健診受診体制を整えて実施した。また、健診未受診者に対しての受診勧奨や、受診率向上キャンペーンなどの普及活動を行った。 コロナ禍により、閉じこもりや身体活動量の低下など、より健康状態の悪化が考えられる方に対し、健診結果を確認し、保健師・看護師による訪問や電話等による健康づくり支援を実施した。	B	・ コロナ禍に特定健診受診率・がん検診受診率が大きく低下したが、徐々に回復してきているものの、コロナ禍前の水準までには届いていないため、健診受診率向上のため更なる取組みの強化が必要である。 ・ 保健師・看護師による家庭訪問件数は、コロナ禍で大きく減少したが、R6年度はコロナ禍前以上の件数に増加しており、健康づくり支援を継続して行っていく必要がある。	・ いきいき健康つるおか21プランに基づき、生活習慣病の重症化を予防するため、定期的な健診やがん検診、精密検査の受診率向上のための取り組みを推進する。また、健診結果を活用し、一人ひとりが生活習慣の改善に取り組んでいけるよう、家庭訪問や健康相談などの支援を行う。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

基本方針5. 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり

【重点課題】子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
5-(1)	(1) 生涯にわたり福祉の心をはぐくむ機会づくり	・ 主に道徳で心情を育み、総合的な学習の時間や特別活動等で体験活動や実践を行っている。また、地域の福祉祭りにボランティアとして参加している中学生もいる。	A	・ 学校の教育活動を中心に取り組んでいるが、地域と連携して取り組んでいるところもある。	・ これまでの取組を継続しながら、令和7年度から全校でスタートした学校運営協議会とも連携していく。
5-(2)	(2) 子ども・子育てや若者に関する相談・支援の拡充	・ こどもの貧困の長期対策として子どもの学習支援事業(令和元年度より実施)を原則毎週土曜日ににこふるを会場に実施した。 ＜登録人数＞ R2:52 → R6:65人 ＜実施回数＞ R2:165回 → R6:115回 ・ 保護者の身体的・心理的な支援となる一時預かり事業については、ホームページの見直しなどを行い、広く周知を図った。また、子どもが体調不良により通園できない場合も保護者が安心して子どもを預けて働けるための病児保育事業については、これまで電話でのみ予約受付をしていたが、ネット予約サービスを導入し、利用者の利便性の向上を図った。 ＜病児保育利用延べ人数＞ R2:111人 → R6:386人 ＜一時預かり利用延べ人数＞ R2:1,215人 → R6:1,224人 ・ 学童期の子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせる居場所づくりとして、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を実施。 また、令和5年8月に子どもが安全に安心して生活できる場を確保するため、放課後児童クラブ整備方針を策定。 令和6年度は朝五小の新校舎改築に合わせ、これまで4施設に分散していた放課後児童クラブを1施設に集約した。 ＜放課後児童クラブ登録児童数＞ R2:1,949人 → R6:2,044人 ・ 平成30年に設置された子育て世代包括支援センター「子ども総合相談窓口」は広く周知されてきており、障害児や思春期児童等の相談にも幅広く対応出来るよう、鶴岡市立あおば学園、及び学校教育課と連携し、定期相談日を設け対応している。 ＜子育てに関する相談件数＞ R2:1,733件 → R6:1,942件	B ・ 登録人数は50名前後となっている。各地域(旧町村)では、子どもの人数の減少とともに減少傾向となっている。 B ・ 多様な保育ニーズに対応するための病児保育事業や一時預かり事業は、一定の利用人数で推移しており、需要がある保育サービスを提供している。 ・ 病児保育事業については、利用人数が約3倍に増加しており、ネット予約サービスの導入の成果があったと評価しているが、現在の受入れ枠が適正かどうかの精査は必要と考える。 ・ 少子化により児童数は減少しているものの、核家族化、共働き世帯の増加により、放課後児童クラブを利用申込する児童が増加傾向にある。老朽化や手狭な施設があり、施設整備が課題。 ・ 少子化の中で子育てに関する相談件数は令和2年度以降、横ばいの状況。電話相談や来所相談の他、あそび場が併設になっていることで、来館者が気軽に子育ての悩みを相談しやすい環境にあり、多様化した相談ニーズに対応する為にも、今後も関係機関と連携した相談体制と子育て期の家族が気軽に相談できる場の提供は必須と考える。	・ こどもの学習支援は、すぐに結果が出るものではないので、長期的な視点で継続して実施していく。 ・ 病児保育において、受入人数拡大についても検討する必要があるが、人材確保や設備投資の点で課題があることから、引き続き受け皿拡大の方策を検討していく。 ・ 令和5年に策定した放課後児童クラブ整備方針に基づき、順次、施設整備を進めていく。 ・ リーフレットの配布や市広報・ホームページの活用により、相談窓口の周知に努めるとともに、県の実施するオンラインを活用した相談の場の情報提供等、被害者が相談しやすい体制づくりを関係機関と連携し進める。	

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
		令和6年度教育相談センターでの相談件数は、30件(来所18件、電話9件、メール3件)。子ども総合相談窓口で学校教育課が受けた相談は7件となっており、必要に応じて学校とも連携し、対応している。青少年育成センターは、中学卒業後の相談先であり、令和6年度の相談件数は、8件相談があった。市のHPや広報等で連絡先を周知している。	B	相談先として機能しているが、引き続き、周知を図っていく。	令和7年度より教育相談センターに不登校支援担当指導主事を配置。担当指導主事、SSWと学校、家庭との面談を強化していく。教育支援センターの機能充実を進め、校内教育支援センターの拡充を検討する。
5-(3)	(3)発達障害児・者への相談・支援機能の拡充	- 医療、保健、福祉、教育機関による協議の場を設定(障害者地域自立支援協議会)し、事例等を検討する個別支援会議(令和6年度:3回)や、ペアレントトレーニング研修会(令和6年度:2回、15名参加)の開催等を通して、発達障害のある子どもへの支援を行った。 - 年齢別の相談先をまとめたサポートファイルの活用について関係機関と連携を図った。 - これまで行ってきた発達支援事業に加え、令和2年度には新たに開設した南部保育園発達支援室と機能分担を図り、保護者の発達障害の理解推進や、保育関係者の研修機能も含めた親子療育支援教室を実施している。また、令和6年度より児童発達支援利用の家族に対して、年5回、休日に安心して過ごせるあそび場の提供など行い家族の支援を行っている。	B	引き続き、発達障害に対する地域社会の理解促進と、家庭療育に関する情報提供等保護者ニーズへの対応が必要である。	関係機関と連携し、発達障害児・者の相談支援窓口機能の充実と、支援を受けやすい環境づくりを推進する。
5-(4)	(4)子ども・若者のまちづくりへの参加と地元定着の促進	主に総合的な学習の時間を使って、各学校の創意工夫のもと、地域の伝統的な活動等を学ぶことができるよう、特色ある学校づくり交付金を支給している。また、統合校においては、スクールバスを使って、統合した地域について学ぶ機会を持てるよう、校外学習でのスクールバス利用回数を増やしている。	A	児童生徒が地域を知る大変良い機会となっている。	現在の取り組みを継続する。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

基本方針6. 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備

【重点課題】地域で安心して暮らし続けることができるための権利擁護サービス等の拡充

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
6-(1)	(1) 身寄りのない住民、家族支援が期待できない住民を支援する事業の開発支援	- 認知症等により判断能力が不十分となり、財産管理や日常生活上の契約手続き等において支援を要するが家族等の支援が期待できない方に対して、成年後見制度市長申立てを実施し、成年後見人等による支援につなげている。 (年度別では、R2:5件、R3:12件、R4:11件、R5:12件、R6:4件※R6の繰越8名をR7に予定している)。 - 成年後見制度を必要とする方が適切な利用ができるよう、令和5年4月に国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、鶴岡市成年後見制度中核機関(鶴岡市成年後見センター)を設置し、市民に対する制度や相談窓口の普及啓発に係る取組や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の関係団体と連携し、適切な後見人等候補者の選任を行うなどの取組を実施した。	B	- 左記の取組を通じ、認知症等により判断能力が不十分となり、支援を要する方の権利擁護を図ることができた。 - 家族等による支援を受けられない方の場合、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者が成年後見人等として支援を行うこととなるが、今後、認知症高齢者の増加に伴い、制度の利用ニーズが高まることが見込まれているため、成年後見人等の担い手の確保に係る取組を行う必要がある。	成年後見人等の担い手の確保においては、市民後見人の養成等に係る取組が必要であり、山形県では令和6年度より市民後見人養成研修の開催等の事業を実施している。研修修了者が市民後見人として活動するための体制整備は各市町村が行うこととなっているため、鶴岡市成年後見センターと連携し、体制整備に係る取組を進める。
6-(2)	(2) 障害者差別解消への啓発と取組み	鶴岡市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(令和2年3月25日)を制定するとともに、各課に差別解消推進員を配置した。市の窓口等で差別や偏見をなくし合理的配慮がなされるよう、職員向けの研修会の開催や、自立支援協議会と連携し市民向けに、障害理解のための講演会等を行っている。	B	障害理解や差別解消のための取組が根付くよう、継続して行っていく必要がある。	障害者差別解消法に基づき、障害差別や合理的配慮について職員・市民に周知・啓発する。
6-(3)	(3) 虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進	- 障害者自立支援協議会と連携して、市民向けに障害者虐待防止研修会を開催し、予防に取り組むとともに、虐待行為に対しては厳正に対処している。 - 高齢者虐待防止や早期発見及び早期支援につなげるため、地域包括支援センターと連携し、地域のサロン等において、県作成の高齢者虐待防止啓発パンフレット等を活用した周知を実施するとともに、地域包括支援センターの受託法人が発行する広報紙への記事掲載などを通じて普及啓発を図った。 - また、高齢者虐待に係る相談・通報受理後は、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図り、虐待の解消に係る支援を行った。 - 鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会の開催を通じて、高齢者等の虐待防止や支援に係る関係機関相互の支援ネットワークの強化を図った。	B B	- 関係機関との情報共有や連携により、養護者や施設従事者等の虐待防止にかかる地域の役割等の理解をさらに促進する必要がある。 - 左記の取組を通じて、高齢者虐待防止に係る啓発や相談・通報受理後の早期支援につなげることができた。一方で、相談や通報に至っていない潜在化した虐待ケースも存在すると考えられることから、早期発見・早期支援につなげるための取組を行う必要がある。	- 継続して取り組む。 - 高齢者虐待防止に係る啓発について、市民を対象とした取組に加え、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護支援専門員や民生委員・児童委員等の支援関係者に対しても研修会の開催し啓発を行う。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
		- 児童虐待防止のため要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見や早期対応、再発・未然防止を図る支援体制を強化している。 - また、子育て中の悩みや不安を抱えないように身近な相談窓口として、「子ども総合相談窓口」や地域の子育て支援センターなどの周知を行っている。	B	- 令和4年度より記録システムを導入したことから事務効率化が図れ、児童虐待・要保護児童や家族への対応、職員間のケース検討、関係機関との連携について強化されている。 - 年間虐待認定件数が増加傾向にあるため、未然防止対策や相談窓口の周知の強化が課題である。	- 未然防止対策として、関係課や関係機関と連携をし子育て世代に対し子へのよい接し方について周知を行うとともに、リーフレットの配布やSNSにより相談窓口周知を強化する。 - 虐待や要支援家庭に対しては、児童相談所等の連携をし、対応に関する助言や必要な支援につなぐことで再発防止を図る。
6-(4)	(4) LGBTなど性的少数者への理解と啓発の推進	- R6年度に県が主催するオンラインセミナーをLGBTQの職員研修として活用し20名が参加。 - 県が発行・作成したポスターや冊子を掲示し、周知を図った。 - 令和5年度からは県パートナーシップ宣誓制度と連動し、市でも各種証明書の発行等サービスが利用可能となっている。	B	理解と啓発について、一定程度進んだものと考えている。パートナーシップ制度等については、県と協調しながら検討を進めていく。	引き続きポスターや冊子の掲示を行い、周知に努める。オンラインセミナーを職員研修として活用し、職員の理解促進を図る。
6-(5)	(5) 居住に課題を抱える住民への横断的な支援	- 市営住宅の相談時に住まい確保以外の課題があると判断された場合には関係部局へのつなぎを行った。 - 居住支援協議会の事業として、出来る限り希望条件に沿った賃貸物件紹介を行った。 - 新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅への改修費支援や、低所得世帯への家賃低廉化支援を行った。	C	- 居住支援協議会による物件紹介事業では、R2～6年度に約200件の依頼があり、うち127件に対して物件を紹介した(紹介率64%)一方で、紹介物件が希望物件と乖離しているなどの理由により成約率が低い状況にある。 - R2～6年度に住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅への改修費支援を5戸、低所得世帯への家賃低廉化支援を延32世帯へ行った。 - 市営住宅の入居率が年々下がっており市営住宅の有効活用が必要。	- 引続き住宅セーフティネットとしての市営住宅の提供を行いながら、高齢者等がより安心・安全に生活できる住宅を提供できるように検討が必要。 - 物件紹介事業を継続していく - 市営住宅を有効に活用しながら、登録住宅への改修費支援や、低所得世帯への家賃低廉化支援を継続していく

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

基本方針7. 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開

【重点課題】地域の活性化に結び付けた施策の展開

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
7-(1)	(1)雇用対策と本人の状況に応じた就労支援の推進	- 生活困窮者自立支援制度による鶴岡地域生活自立支援センターからステーションで相談支援を実施するとともに、支援プランを作成しセンターでの就労支援や、就労準備支援事業での就労支援を実施した。 - ハローワークや商工会議所、鶴岡地区雇用対策協議会等の関係機関と密接に連携し、社会情勢に即した雇用機会の創出及び就職支援を行った。 - 若者の地元定着及び回帰を促進するため、従来の取組に加え、U・Iターン就職活動交通費等支援事業補助金の創設、オンライン形式によるインターンシップや合同企業説明会の実施、大学生と若手社員との交流事業の開催等、新たな取組を行った。 - 若者の地元定着及び回帰を促進するため、従来の取組に加え、U・Iターン就職活動交通費等支援事業補助金の創設、オンライン形式によるインターンシップや合同企業説明会の実施、大学生と若手社員との交流事業の開催等、新たな取組を行った。 - 雇用安定や待遇改善を図るため、国制度と連動して正社員化促進事業奨励金を交付するなど、非正規から正規雇用への転換を支援した。〔奨励金対象者数(R3～6計)〕 64名 - 鶴岡ワークサポートルームに専任の支援員を配置した上、若者の就労相談(R4まで)や内職相談等を行い、多様なニーズに応じた就業を支援した。	C	- 支援プランの作成件数は減少・横ばい傾向(R2:38件、R3:12件、R4:15件、R5:21件)にある。 - 就労準備支援事業において、就農訓練をR5から実施しているが、R6年度はこの事業を取り組む生活困窮者等がいなかったことから、マッチング等を増やす必要がある。	就労準備支援事業は、支援プラン等の手続きを経る必要があることから、マッチング事業等の事業実施に向けて取り組む。
		- 若者の地元定着及び回帰を促進するため、従来の取組に加え、U・Iターン就職活動交通費等支援事業補助金の創設、オンライン形式によるインターンシップや合同企業説明会の実施、大学生と若手社員との交流事業の開催等、新たな取組を行った。 - 雇用安定や待遇改善を図るため、国制度と連動して正社員化促進事業奨励金を交付するなど、非正規から正規雇用への転換を支援した。〔奨励金対象者数(R3～6計)〕 64名 - 鶴岡ワークサポートルームに専任の支援員を配置した上、若者の就労相談(R4まで)や内職相談等を行い、多様なニーズに応じた就業を支援した。	A	計画期間内においてはコロナ禍や物価高騰等社会情勢が著しく変動し続ける状況にあったが、時勢に応じて庁内外で分野横断的な施策に取り組んできた結果、総合計画KPIでもある新規高等学校卒業者就職者における市内就職者割合も増加基調(R5実績50.5%)にあるなど、一定の施策効果が発揮されている。	- 若者の地元就職及び定着を更に促進するため、移住や地方就職に関心のある大学生等を対象とした長期インターンシップの実施や、Uターン就職情報サイトのリニューアル、人手不足実態調査等を新たに行う。 - 子育て世代やシニア層など様々な働き手に寄り添った就業機会を創出するため、業務の切り出しやスポットワークの活用等による多様な働き方を推進する。 - 障害者等職場適応に援助が必要な方の就労を促進するため、事業者等による就労支援サポーターの配置等について支援する。
7-(2)	(2)高等教育・研究機関の研究成果を活用した産業振興の促進	慶應先端研発バイオベンチャー企業が8社誕生し、サイエンスパーク内で研究活動等に従事する研究者や社員は約590名となった。	A	研究成果を活用した産業振興は進んでいるが、地域企業との連携や既存地域産業への波及が限定的である。	「鶴岡ガストロノミックイノベーション計画」等、地域企業との連携や地域への高い波及効果が見込まれる取組を重点的に進めていく。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

基本方針8. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり

【重点課題】地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上と防犯活動の推進

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
8-(1)	(1)地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上	・ 地域防災のリーダー育成を目的に、平成7年から自主防災組織指導者講習会を、平成23年度からはブラッシュアップ講習会を開催している。 〈受講者数〉 指導者講習会:654名、ブラッシュアップ講習会:134名 ・ 鶴岡市地域防災アドバイザーを派遣する防災サポート出前講座派遣実績:27件 ・ 鶴岡市地区防災計画普及に関する補助金事業を周知し、計画作成の推進に努めており、令和6年度末現在62組織136町内会の29.4%が作成済み。 (※組織:コミセンや自治振興会)	B	・ 講習会を通じて、自主防災計画や防災訓練の内容を見直す自主防災組織も見受けられることから、一定の成果は得られている。しかし、近年頻発する災害の中で、自主防災組織及び「自助」「共助」の重要性が再認識されており講義の内容を適宜見直していく必要がある。 地区防災計画未着手及び未完成の自主防災組織が約7割となっているため、作成支援に向けた取組を強化する必要がある。	・ 講習会、研修会では、R6年1月の能登半島沖地震や7月の酒田市での豪雨災害に伴う課題を基に、「自助」「共助」の大切さ、防災意識の向上、災害に関する最新の情報を講話いただける講師の選定に努め、受講者数の拡充を図る。 ・ 地区防災計画の作成補助のために、鶴岡市地域防災アドバイザーを派遣するなど、更なる自主防災組織の強化に取り組む。
8-(2)	(2)住民組織と関係機関の協働による避難行動要支援者支援計画個別計画等の作成の推進	・ 避難行動要支援者個別避難計画の作成は、町内会や自治会に個別避難計画について説明し、作成に取り組んでいただくほか、ケアマネジャー等の福祉専門職に業務委託を行い、個別避難計画の一部を作成していただいている。 (令和7年4月現在、640名の計画作成済み。) ・ 避難行動要支援者名簿については、名簿における住民基本台帳に関する情報を月1回、介護認定・施設入所・障害者手帳に関する情報を年3回(5月・9月・1月)更新している。災害時の名簿の提供は、本庁舎エリアは福祉課が、地域庁舎エリアは各地域庁舎市民福祉課が行うこととしている。年1回、関係課の災害関係業務の担当者が出席する「災害時避難行動要支援者関係業務プロジェクト会議」を開催し、個別避難計画の作成状況や名簿の提供手順等について情報共有、確認を行っている。	C	・ 個別避難計画の作成及び要支援者の避難については、町内会・自治会の協力が不可欠であるが、防災意識や避難協力などにおいて温度差がある。	・ 地域や要支援者の状態などを踏まえて優先順位を設定しながら計画作成を進める。
		・ 地区防災計画の作成に当たり、要支援者の個別避難計画の作成についても併せて検討するよう促している。	B	・ 自治会等によっては、個別避難計画の作成を認識していない町内会等が少なからず見られた。また、作成方法がわからない等の意見もあった。	・ 自治会等からの提出及び相談時には、要支援者の個別避難計画の作成についても検討するよう継続して働きかけを行う。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
8-(3)	(3)住民組織と関係機関の協働による防犯活動の強化	・「犯罪と非行のない明るいまちづくり」を活動方針に掲げ、地域安全活動及び暴力追放活動の取組として鶴岡市防犯協会各支部が行う防犯活動の支援や、関係団体と連携した防犯活動を実施し、指定した小学校からの防犯作文の募集、鶴岡署と連携し防犯ポスター及び標語を募集するなど、子供たちの防犯意識の普及啓発を推進した。	B	・各地域での防犯活動が活発化してきたが、会員の高齢化が進み、支部単位での活動にバラつきが見られる。	・鶴岡警察署をはじめとする関係機関との連携を更に強化し、青色防犯パトロール活動の普及や、各種啓発活動等に力を入れて取り組む。また、警察署のみならず住民自治組織との連携にも取り組み、地域ぐるみでの防犯活動の活発化に力を入れる。
		・小学校26校全校において見守り隊が組織されている。各校で人数に差はあるが、令和6年度には、1,175名の方が登録しており、児童の登下校時の安全確保にご協力いただいている。	A	・児童生徒の安心・安全の確保に大きな効果を上げている。	・学校運営協議会等とも連携しながら、現在の取組を継続する。
8-(4)	(4)犯罪を犯した者等への社会復帰支援の推進	・山形県地域生活定着支援センターや検察庁、関係機関と連携し、罪を犯した者の社会復帰に向けて個別支援を進めるとともに、社会を明るくする運動の継続実施により更生保護活動の重要性を周知啓発している。 ・令和5年度に鶴岡市再犯防止推進計画を策定し、再犯防止施策の推進、関係機関の連携強化等を進めている。	B	・市民への再犯防止施策・更生保護活動の認知度は高いとは言えず、広く市民への周知が課題となっている。	・鶴岡市再犯防止推進計画の基き、個別支援の連携強化、市民への周知啓発を体系的に進める。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

基本方針9. 地域全体で心の通い合う地域医療の実現

【重点課題】地域医療を取り巻く環境の変化への対応力の向上

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
9-(1)	(1)地域医療の市民への理解と普及	- 令和元年12月に「鶴岡市地域医療を考える市民委員会」を設置し、地域医療の現状や課題について学びながら、地域医療をどのようにして広く市民に浸透させていくかについて議論し、令和4年3月に「鶴岡市地域医療市民アクションプラン」をまとめた。 - 市民アクションの1つとして、令和4年度より「地域医療市民勉強会」を実施し、市民の地域医療への理解を推進している。 令和4年度:4回開催、延べ154人参加 令和5年度:5回開催、延べ184人参加 令和6年度:4回開催、延べ330人参加	A	- 市民勉強会で、病院の役割や機能、地域の医療資源の現状、適切な医療受診・救急搬送の利用方法等について医師から講演いただき、市民が地域医療について理解を深めた。 - 令和6年度には市民勉強会受講者から「地域医療市民サポーターズ」を募り、市民勉強会の運営等に協力が得られた。	市民と医療従事者が意見交換するような運営の仕方やワークショップ形式を検討する。
9-(2)	(2)医療・介護・福祉連携の推進による地域包括ケアの拡充	- 在宅医療・介護の切れ目のない提供のための体制について、鶴岡地区医師会を中心とした「南庄内在宅医療を考える会」において、検討が行われており、令和6年度も会議4回、研修会2回が行われた。 - スムーズな入退院のために作成された庄内地域入退院ルールについては庄内保健所において、ルールの活用状況調査や更新が行われている。令和5年度11月の活用状況は入院時88.2%、退院時95.1%であり、概ねルールに則り入退院が行われている。 - Net4Uは鶴岡地区医師会で運営されており、令和7年4月21日時点の参加施設は174施設である。	A	南庄内在宅医療を考える会は継続して開催されており、庄内地域入退院ルールも庄内保健所管理のもと円滑に運用されている。また、Net4Uも参加施設は増加している。	今後も継続して取り組む
		医療、保健、福祉、教育機関による協議の場を設定(障害者地域自立支援協議会)し、事例等を検討する個別支援会議の開催を通して連携・協働を図っている。	A	障害者施策推進協議会及び障害者地域自立支援協議会を中心に関係機関の連携は図られており、さらなる連携強化を図る必要がある。	継続して取り組む。
9-(3)	(3)看護師などの医療従事者や介護人材の確保と養成	「介護職員初任者研修」や市内高等学校の講義の講師に所属職員を派遣し、急速に進む超高齢化において、介護の仕事の重要性を伝えている。また、市内事業所就職希望者への奨学金返済支援事業(つるおかエール奨学金返済支援事業)の導入、高齢者等を活用した介護助手確保支援などを行った。県や関係機関が実施する各種研修や情報を幅広く介護事業所に提供し、人材定着を支援している。	C	奨学金制度の活用などで一定の新卒者の確保ができていますが、離職者もあり、安定した人員確保には至っていない。	待遇、労働環境の改善、イメージアップに努める必要がある。また、社会全体で人員不足が進んでおり、外国人労働者の受け入れの検討も必要である。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
		・ 荘内看護専門学校の移転新築整備は、令和2年度に基本構想を策定し、建築に向けて、令和3年度は地質調査を、令和4年度は基本設計と実施設計を行ない、令和5年度から本體工事を行ない、令和7年3月に完成した。 ・ 荘内病院では、大学や専門学校からの受入れ依頼により、看護師、薬剤師、技師等の学生実習の受入れを行っている。これまでにR2:108名、R3:108名、R4:92名、R5:78名、R6:69名の受入れを行った。さらに、看護部長が県内外の看護学校を訪問し、採用情報等について説明・意見交換を行い、求人活動を行った。また、看護学生に対しては、看護部病院見学説明会を開催し採用情報や採用後の処遇等について情報提供し、採用試験申込者の拡大を図った。その他、将来の看護師確保に向けて小学生を対象とした「ふれあい看護体験」の開催や、中学・高校生を対象とした職場体験の受入れなども行った。 ・ 荘内看護専門学校は、新校舎建設とともに、学年定員を従来の20名から30名へと拡大した。R7年度入学生募集では、推薦入試の範囲の拡大(令和5年度までは「鶴岡市・庄内町の高校」、令和6年度からは「山形県内の高校」、さらに令和7年度からは「隣県の高校の内から本校が指定する高校」としている)を行い、さらに、社会人入試枠を新設(社会人向けの試験科目を設定)して学生の確保を図った。また、将来の担い手となる若者の地元回帰・定着を促進するため、奨学金返済を支援する事業である、市のつるおかエール奨学金返済支援事業では、令和6年度から、鶴岡市立荘内病院に就業する看護師・助産師の方も対象としている。	A	・ 荘内看護専門学校の本體工事等は計画的に行われ、予定どおり令和7年4月開校し、新校舎は、学生が学業に専念し、快適な学生生活を送れるよう環境を整備した。 ・ 荘内病院では、専門学校、大学から実習受入れを行っているが、職員の人員不足により受入れ体制が整わず、一部の部署では全ての受入れを実施できていない現状がある。また、コロナ禍で中断していた大学、専門学校への訪問活動や、各種体験・説明会の開催を再開するとともに、R7年3月は新たに「荘内看護専門学校卒業看護師との交流会」を開催しているが、荘内病院を知ってもらい、より学生に選ばれる病院を目指すためにも積極的な情報発信に努める必要がある。 ・ 荘内看護専門学校の令和7年度新入生は、定員(30名)を超える33名の入学者を確保することができた。	・ 荘内看護専門学校移転新築整備では、外構工事が本體工事の工程変更に伴い、外構工事の着手が遅れ、R6年度内の完成が困難となり、令和7年6月完成となる。今後は、適切な維持管理(適正な委託業務の内容を確認する等)に努める。 ・ 荘内病院では、学生向けに、より効果的な情報発信のあり方について検討する。 ・ 荘内看護専門学校は令和7年度より、学生確保対策の新たな取組として、市外の入学者で市内アパート等へ入居する学生への家賃補助や、学生が研修会・実習等に参加する際の諸経費等に対して支援し、学生確保に努める。
9-(4)	(4)在宅医療の推進	・ 在宅医療・介護連携推進事業を荘内病院と鶴岡地区医師会地域医療連携室ほたるに委託して実施している。 ・ 鶴岡地区医師会地域医療連携室ほたるが事務局となり活動している「南庄内・食べるを支援し隊」では、食事や栄養、そこから派生する諸課題を持つ在宅療養者に対し、在宅NSTを通じて「たべる」ことに関わる支援をする活動をしている。 R6現地訪問実施:35回、施設へのNST介入:1施設18人	B	・ 各種専門職向け、市民向けの研修会、講演会が毎年継続して開催されており、専門職の円滑な連携、スキルアップ、在宅医療に関する市民理解の向上に寄与している。また、「南庄内・食べるを支援し隊」の活動が、在宅療養者のQOLの維持向上に寄与している。	・ 今後も継続して取り組む
		・ 令和6年度に、医療的ケア児者の日常生活支援と家族の身体的・精神的な負担軽減を目的として、看護師派遣事業及び入浴支援事業を開始した。	C	・ 看護師派遣については、当該事業の利用者の認知と事業所の実施体制に課題がある。	・ 課題検証とともに事業を継続する。

鶴岡市地域福祉計画2020 取組み状況調書

資料 3

計画(節項)	計画の取組み	これまでの取組みの概要(令和6年度までの実績)	評価	評価内容・課題	目標達成に向けた今後の取組みや改善点
		- 行政、医療、介護、福祉関係者等で構成される南庄内緩和ケア推進協議会と連携して、庄内プロジェクトとして、在宅医療に取り組む医師や介護福祉施設等の職員のスキルアップのための研修会、講演等を開催し、地域の在宅医療の推進を図ってきた。 (従事者対象研修 ①「緩和ケアを学ぼう会」年3回 ②「緩和ケアスキルアップ研修会」年3回 ③「緩和ケア地域症例検討会」年11回 ④「出張緩和ケア研修会」年1回。市民啓発 ①「緩和ケア市民公開講座」年1回 ②「出張講演会」年3回 ③「つるおか健康塾」年5回) - 行政、医療、介護、福祉関係者等で構成される南庄内緩和ケア推進協議会が設置され、庄内プロジェクトとして、様々な取組みを実施してきた。 - 庄内病院では入院患者の退院支援のため、医療関係者や福祉関係者が退院前にカンファレンスを実施し在宅医療の推進に努めている。R6 6,240件)また、介護老人福祉施設と連携協定を締結し、意見交換の場を設ける取組みを行っている。	B	- 行政、医療、介護、福祉関係者等で構成される南庄内緩和ケア推進協議会が設置され、様々な取組みを実施することで在宅医療や緩和ケアへの理解・普及が進んでいる。 - 退院後の患者さんが安心して療養生活を送れるように、関係者でカンファレンスを実施している。 - 医療処置が必要な患者や福祉的課題を抱えている患者の受け入れ施設との調整が課題となっている。	- 庄内プロジェクトとして事業を継続するとともに、地域医療支援病院である庄内病院は体制を充実し、高齢者施設等と連携を推進する。 - 今後も庄内プロジェクトの活動を継続するとともに、地域課題の把握と解決に取り組む。 - 退院前の多職種によるカンファレンスの継続と退院後の受け入れ施設との調整に努め退院支援を推進する。
9-(5)	(5)在宅での看取りに関する啓発と体制づくり	- 在宅医療・介護連携推進事業を庄内病院と鶴岡地区医師会地域医療連携室ほたるに委託して実施している。地域緩和ケア症例検討会や緩和ケアスキルアップ研修会等の緩和ケアに関する事業を実施し、専門職のスキルアップに取り組んでいる。 - 庄内プロジェクトと連携し、医療機関や介護福祉施設等の従事者の緩和ケアの事例発表やターミナルケア研修を定期的に開催し、看取り体制の充実に努めてきた。 (従事者対象研修 ①「緩和ケアを学ぼう会」年3回 ②「緩和ケアスキルアップ研修会」年3回 ③「緩和ケア地域症例検討会」年11回 ④「出張緩和ケア研修会」年1回。)	B	各種専門職向けの研修会、講演会が例年継続して開催されており、専門職の円滑な連携、スキルアップに寄与している。	今後も継続して取り組む
		庄内プロジェクトと連携し、医療機関や介護福祉施設等の従事者の緩和ケアの事例発表やターミナルケア研修を定期的に開催し、看取り体制の充実に努めてきた。 (従事者対象研修 ①「緩和ケアを学ぼう会」年3回 ②「緩和ケアスキルアップ研修会」年3回 ③「緩和ケア地域症例検討会」年11回 ④「出張緩和ケア研修会」年1回。)	A	庄内プロジェクトとの連携により、ターミナルケアの知識やスキルアップの向上を目的にした研修会等を実施してきたことからB評価とした。より多くの関係施設の従事者が研修会等に参加できるように取り組み内容の周知、内容の充実に必要がある。	より多くの医療機関や福祉施設等の参加を得られるように研修会等の内容を検討し今後の取り組みを推進する。

第三次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2020」進行管理表

取組の進行状況
A: 市全域で取り組んだ
B: 学区・地区社協、地域ごとに取り組んだ
C: 今後取り組む予定あり
D: 今後取り組みについて検討する

【基本的な視点1】【気づきあい】～困っている人を見逃さない地域づくり～

活動目標	活動項目	具体的取組内容	進行状況	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
1	困りごとを一人で抱えない				
	①気軽に相談できる環境づくり				
	【地域で取り組みたいこと】 ○サロンやサークルなどのつどいの場で話しやすい雰囲気をつくる。 ○住民の憩いの場として、福祉専門職も参加し、住民が気軽に集まり相談できる場を提供する。	・地域住民が主体となって取り組むサロン活動を実施。 ・住民のつどいの場へ、地域ケア推進担当者(地域包括支援センター、保健師、市社協)へ協力要請。	A B	【地域の取り組み】 コミセンや地区内の公民館などを会場に、会食交流会や、サロン活動を実施し、閉じこもり防止や参加者同士や関係者が見守る仕組みの事業を行った。また、事業へ地域ケア推進担当者によるよろず相談のコーナーを設け、参加者が気軽に困りごとの相談が出来る機会とした。	地域住民からの相談を当該地域で受け付け、専門機関につなぐ体制を確立する。
	【市社協が取り組むこと】 ○住民同士がつどう場所に積極的に向き、気軽に住民が困りごとを相談できるように地域での出張相談会などを実施する。 ○広報やホームページなどを活用し、地域の特色ある取組の紹介や困りごとの内容に応じた相談窓口を周知する。	・サロンや認知症カフェ、会食交流会、地域事業などでよろず相談の機会を設ける。 ・市社協広報や社協 HP、また、サロンや百歳体操、座談会等の集まりの場を活用した事業や相談窓口の周知を実施。	A A	【市社協の取り組み】 地域ケア推進担当者が地域で取り組むサロンや認知症カフェ、会食交流会、コミセンまつりなどへ出向き、パンフレットを配布するなど顔の見える関係づくりに努め、地域住民からの相談を受けるなど、相談しやすい環境づくり、困りごとの早期対応を図った。 市社協ホームページで相談窓口を周知し、また、お問い合わせフォームへメールをいただいた相談へ対応した。 (課題) 市社協が住民により身近な相談窓口であることが求められる。	

②地域と共に考える相談体制づくり				
【地域で取り組みたいこと】 ○あらかじめ地域の中に相談受付窓口を定め、困りごとや困っている人の情報が適切な相談支援機関につながる仕組みをつくる。 ○地域の人や町内の役員・担当者等が集まり、地域の中での困りごとなどを一緒に検討する機会をつくる。	・学区地区社協やコミセン等がコミセン便り等で相談受付窓口について地域住民に周知する。 ・地域住民が集う地域ケアネットワーク会議やふくし座談会を通して地域の困りごとの把握や情報共有を図る。	A A	【地域の取り組み】 学区地区社協やコミセン等が相談受付窓口の周知を行うとともに、地域住民からの相談を受け付け、地域ケア推進担当者など相談支援機関へつなぐ役割を担った。 【市社協の取り組み】 民協定例会や地域住民が集う座談会、地域ケアネットワーク会議時に地域福祉ワーカー（地域ケア推進担当者）の役割のパンフレットなど配布し、相談支援の周知を行った。 （課題） 相談支援を必要とする方の情報共有・対応のため、さらに地域に出向き、地域組織等と連携を深める必要がある。	地域の学区地区社協等地域福祉推進組織が住民の方々の困りごとを把握、相談支援機関へつなぐしくみづくりを図る。 地域福祉ワーカーが地域で開催される会議などの場に積極的に参加し、地域の役員や住民と積極的にコミュニケーションを図る。
	【市社協が取り組むこと】 ○困っている人の生活課題の解決を図るため、民生委員・児童委員や町内会・自治会役員、近隣住民と連携を深める。 ○2 層エリアごとに相談支援を担当する地域福祉ワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）を定め、生活のあらゆる相談を受け、課題解決の方法を検討する総合的な相談支援体制の強化を図る。	・民協三役会・理事会へ出席し、情報共有を図る。 ・民生児童委員や町内会等と情報共有・連携し、地域の困りごとについて課題解決に努める。 ・地域福祉ワーカーを配置し、市民の方々の困りごとに対する相談支援及び地域支援を行う。 ・地域ケアネットワーク会議や民協定例会などに出席し、情報共有・情報交換を行う。 ・各関係機関との個別ケース対応に係る会議の開催。	A A 令和 3 年度より地区担当職員である各福祉センター職員 11 名を地域福祉ワーカーとして配置し、制度の狭間にある課題を抱える方、社会的孤立により誰にも相談できずに課題が深刻化している方への対応や、個別の課題に対する地域づくりを支援する体制整備を行った。 <地域福祉ワーカーの相談対応件数> ・令和 3 年度 1,978 件 ・令和 4 年度 2,155 件 ・令和 5 年度 3,925 件 ・令和 6 年度 3,963 件 （課題） 年々増加し複雑化する相談へ対応するため、地域福祉ワーカーの相談支援・地域づくりの業務の充実に向けた業務整備を検討する必要がある。	

活動目標	活動項目	具体的取組内容	進行状況	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
2	福祉のこころを育てる				
	③学校と連携した福祉教育の推進				
	【地域で取り組みたいこと】 ○学校と一緒に地域や地域住民のことを学ぶプログラムを実施する。 ○学校の一般開放行事などには、積極的に参加する。	・認知症サポーター養成講座や福祉学習等の機会を設ける。 ・コミュニティスクール(学校運営協議会)へ協力。	B	【地域の取り組み】 児童・生徒の「福祉のこころ」を育むため、小・中学校と連携した福祉学習、ボランティア体験学習を実施したほか、コミュニティスクールへの協力を行った。 コミセン等が実施する福祉まつりなどへ、地元の児童・生徒がボランティアで協力した。	地域課題に着目したテーマについて地域住民と一緒に取り組む福祉学習のスタイルを学校に提案する。
	【市社協が取り組むこと】 ○学校や地域が取組やすく、また両者をつなぐプログラムなどを開発し普及する。 ○学校や地域が行う福祉学習の場に出向き、福祉に関する知識や技術を伝える。 ○体験型福祉学習に止まらず、地域への理解や愛着を育む、より充実した福祉教育を支援する。	・学校と連携し、地域住民も参加して居住地域への理解を深める学習や障がい理解、認知症サポーター養成講座等を行う。 ・中学生を対象に自分が住む地域のことを考える学習を、地域の方々の参加・協力により福祉学習を実施する。	B B B	【市社協の取り組み】 小中学校での「福祉学習」はゲストティーチャー(障がい者本人等)や福祉学習サポーター、地域包括支援センター職員や福祉施設職員、地域団体の役員等と連携して実施した。 中学生を対象に「藤島の未来を考える」学習を行い、地域内の各分野で活躍されている方々から協力いただき福祉教育を実施し、中学生が地域の方々と交流し、助言をいただきながら、自分の住む町について考える福祉学習を行った。 (課題) 内容に関しては統一したカリキュラムはなく、学校の担任の先生と話し合いのうえで実施しているが、マンネリ化の傾向がみられる。	

④地域を基盤とした福祉教育の充実				
【地域で取り組みたいこと】 ○幅広い世代での福祉学習の場を積極的につくる。 ○子ども達を対象にしたサマーボランティアスクール	・地域住民を対象に福祉への理解を深める研修会を開催する。	B	【地域の取り組み】 地域ケアネットワーク会議などで出された地域課題に対する福祉学習として、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する理解や住民同士の支え合いの意識醸成を図った。	
	・児童・生徒を対象とした、夏休み期間中に自主的なボランティア活動の機会をつくる。	B	小中学生を対象に、夏季は青色駐車場の整備、冬季は除雪活動など、地域課題へ対応したボランティア活動を実施した。	
【市社協が取り組むこと】 ○広報紙やイベント等を通じて福祉に関する情報を広く市民に提供する。 ○地域の一員として身近で困っている人に目を向けられるよう、福祉を学びきっかけをつくる。 ○介護職員初任者研修等を実施し、広く福祉に携わる人材を増やす。	・市社協広報、各福祉センターだより、HP、ケーブルテレビ等で地域の事業や取組についての周知を行う。	A	【市社協の取り組み】 ボランティアセンター・各福祉センターにおいて、小中学校での障がいや認知症などを理解する福祉学習を学校の依頼により実施。(令和6年度 鶴岡 12 回、延べ人数 786 人、藤島 3 回・延 107 人、羽黒 1 回・延 69 人、櫛引 2 回、延 22 人、朝日 3 回・延 46 人)	地域や小中学校と連携した地域課題に目を向けた福祉学習機会やボランティア活動機会の創出 福祉学習やボランティア講座の取り組みの各地区統一化及び方向性を検討する。
	・地域の困りごとを知り課題へ対応することを学ぶ福祉学習を実施する。	B	サマーチャレンジ等ボランティア養成講座の実施。(令和6年度 羽黒 3 回・延 40 人、櫛引 3 回・延 23 人、温海 2 回・延 14 人) (課題) 身近な地域で困りごとを抱えている方の具体的な状況を伝え、考えるような福祉学習に取り組めていない。	
	・令和5年度まで市社協で初任者研修を実施した。	—		

第三次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2020」進行管理表

【基本的な視点2】【つながりあい】～人と人との出会い、つながりあえる場づくり～

活動目標	活動項目	具体的取組内容	進行状況	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
3	身近な場所ですつながる				
	⑤小地域でのつどいの場・居場所づくり			【地域の取り組み】 各学区地区等において、福祉まつりなどのイベントを通じた世代が交流する事業が実施された。 コミセンや地区内の公民館などを会場に、気軽にお茶を飲みながら交流し、地域のことを話し合う場が設定されている。 学区・地区社協等がサロン運営会議を開催し情報交換を行った。 コロナ禍で一度休止したサロンの再開が困難。	地域の見守りツールとしてサロンを活用できるようサロン事業の目的を周知し運営を支援する。 必要に応じ介護予防事業への取り組みへの開始やサロン事業からの移行などの相談へ対応する。
	【地域で取り組みたいこと】 ○いろいろな世代が一緒に参加できるような場をつくる。 ○遊休スペースを活用した、誰でも来館できるサロンなどを開催する。	・各学区地区等における福祉まつりなど、多世代が交流する事業の実施。 ・コミセンや地区内の公民館などのスペースを活用した交流の実施。	B B		
	【市社協が取り組むこと】 ○つどいの場・居場所づくりに携わる人たちの情報交換の場を設け、その運営を支援する。 ○サロンなどつどいの場の立ち上げ経過を取材し、マニュアルにすることで開設を支援する。 ○多世代が交流するつどいの場・居場所づくりのプログラムを開発する。 ○通所事業所などのレクリエーションプログラムをサロンに提供することにより活動の充実を図る。	・サロンの活動支援として助成金の交付を実施する。 ・各自治組織、団体からのサロンや介護予防等の取組や立ち上げの相談に地区担当職員が他地区の取組の情報を提供するなど対応する。 ・市社協内の福祉サービス事業所がサロンへ出前講座として出向き介護予防運動などを提供する。	B B D B	【市社協の取り組み】 地域が取り組むサロン活動へ助成金を交付し、住民同士の交流による見守りや情報共有の場づくりを支援した。 ＜サロン助成件数＞ 令和6年度 鶴岡 90 件、藤島 20 件、羽黒 5 件、櫛引 6 件、朝日 14 件) (課題) サロンの活動支援は行ってきたが、参加者が固定されており、サロンの目的である見守り機能の周知徹底が必要。	

⑥孤立しない・させない参加支援の促進				
【地域で取り組みたいこと】 ○集まりの場に参加したくなるようなきっかけを工夫する。 ○一人暮らし高齢者のみならず、日中一人で過ごす高齢者も対象としたサロンを開催する。 ○会食交流会や福祉まつりなど、あらゆる分野の活動に参加したくなるような工夫をする。	・地域の広報紙やコミセンのLINEなどSNSの活用による住民への事業や地域活動を周知する。 ・参加者のニーズや地域の状況に応じ交流を目的とした事業を実施する。	B	【地域の取り組み】 一人暮らし高齢者だけでなく、日中一人で過ごす高齢者にも配慮し対象を広げた会食交流会などのつどいの場を実施している。 閉じこもりがちな方や気になる方へ、民生児童委員などが個別に声をかけ参加を促している。 児童や生徒との世代間交流をプログラムに入れ、会食交流会などを実施している。	地域社会から孤立している人・世帯に対して、地域組織をはじめ、地域の社会福祉法人、企業等が連携して参加の場を開拓する。
		A		
		B		
【市社協が取り組むこと】 ○地域社会から孤立している人・世帯へ関わりを持ち、参加を促す。 ○孤立している人と地域をつなぎ、参加を促す。 ○社会参加への足がかりとして、ボランティアの場を提供する。 ○新しい生活様式のもと新たな地域福祉活動のあり方を検討し、地域のつながりが持続できるよう支援する。	・学区地区社協やコミセン、民生委員等との情報を共有し対象者へアウトリーチによりアプローチする。 ・社会参加のきっかけづくりとして、ちょボラ場(ちよつとしたボランティア活動の場)を活用する。 ・社会福祉法人と連携し、就労等に向けた社会参加のための体験の場を提供する。 ・地域の状況を把握し、地域課題に必要な取組の開拓や調整を行う。	A	【市社協の取り組み】 困難を有する方への対応について、地域福祉ワーカーが民生委員より情報を確認するなどアウトリーチにより支援を行っている。 相談者の社会参加として、地域行事への参加など地域とのつながり促す支援に努めている。 コミュニケーションが苦手など、孤立している方への社会参加の場として、ちょボラ場の活用、また、社会福祉法人よりご協力いただき、施設内外の作業等の体験メニューを利用している。 (課題) 相談者の地域における参加支援の場の開拓が進んでいない。	
		B		
		A		
		B		

活動目標	活動項目	具体的取組内容	進行状況	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
4	多様な資源や人をつなぐ				
	⑦新たな参加を生み出す住民活動の創出				
	【地域で取り組みたいこと】 ○今の活動の継続・充実に向けて、これまでの取組を振り返る。 他団体との意見・情報交換を行い、活動を魅力あるものにする。 ○幅広い年代層に声かけして、地域での活動への参加を呼びかける。 ○広報紙などを活用し、地域の取組を紹介・周知する。	・小地域単位ごとの福祉活動を示す地域支え合いプランの進行管理により地域課題・福祉活動を確認する。 ・地域ケアネットワーク会議を開催し、地域住民の把握している課題等や対応について確認する。 ・自治組織単位で作成している広報で福祉活動等の取り組みを周知する。	A B A	【地域の取り組み】 学区社協、振興会(コミ協)、町内会連合会、民協等を参集範囲として、地域ケアネットワーク会議等を開催し、地域支え合いプランの進行管理や福祉課題についての話し合いを行った。 広報、全戸配布チラシ、全戸回覧板、LINE、有線放送などで地域事業等の周知を行っている。	地域とコミュニケーションを図り、地域の実情に応じた住民活動の場の創出を支援する
	【市社協が取り組むこと】 ○様々な技能・能力を持った人が地域でボランティア活動に参加できる機会をつくる。 ○現役時代から参加できる地域活動メニューを開発する。 ○地域福祉リーダー養成プログラムを開発し、講座を開催する。 ○各種基金助成の情報を地域に提供することにより、活動財源の確保を支援する。	・ボラセンだよりや市社協ホームページでボランティア募集などの周知、取り組みの紹介を行っている。 ・現役世代の参加の場のメニュー開発としては目的の相談対象の整理が出来ず進んでいない。 ・学区地区社協等の地域組織を対象とした研修会等を行い地域福祉活動の推進支援を行う。 ・社協ホームページ、ボラセンだよりにより、助成事業などの情報提供を行う。	A D B A	【市社協の取り組み】 ボラセンだよりを年3回発行し、ボランティア登録者や関係機関へ配布しボランティア募集を周知した。 ※R6 ボランティアセンター登録状況:個人 19、団体 58 近年、子ども食堂や学習支援など、子どもに関する支援のボランティア活動が増加傾向にある。 ※ボランティアセンターと連携している子ども食堂:5 団体 学区・地区社協役員コーディネーター等研修会を開催し、様々な地域課題に対する活動の推進方法などを研修した。 (課題) 地域福祉活動の地域の担い手確保が困難となっている。 共同募金や社協各種助成金、その他の助成金について、担当地区で随時情報提供している。	

⑧社会福祉法人・企業・NPO 法人等の地域貢献活動の推進				
【地域で取り組みたいこと】 ○地域内の福祉施設や企業を地域の強みと捉え、お互いに協力した福祉への取組を考える。 ○民間企業が行うフードドライブや除雪などの地域貢献活動に協力する。	・地域内の地域課題に対する取組に対し福祉施設や企業が行う地域貢献活動により、子ども食堂や除雪活動へ協力。	B	【地域の取り組み】 地域が取り組む介護予防や福祉学習へ、地域の福祉施設や企業よりご協力いただき取り組んだ。 企業よりご協力いただき、子ども食堂への食材支援や、社協が取り組むフードパントリー、山間部の除雪支援へ取り組んだ。	
【市社協が取り組むこと】 ○社会福祉法人連携による公益的取組の連絡会を開催し、地域福祉活動の協働化を図る。	・特別養護老人ホームを有する9つの社会福祉法人協働による連絡会(つるおか社会福祉法人公益的取組連絡会)を実施する。	A	【市社協の取り組み】 生活困窮者支援として連絡会による合同フードドライブ事業を行い、支援が必要な世帯に対し食料支援に取り組んだ。 ※令和6年度フードドライブ 食品提供 950 個、41 世帯へ提供 就労に関し課題がある方の社会参加支援として、連絡会各事業所より作業体験メニューを提供いただき、福祉センター等の相談支援に活用した。	生活困窮等の地域課題に対する法人連携による取組の具体化
○福祉施設や企業等と地域(課題・活動)をつなぎ、相互に福祉活動に参画するように意識啓発を図る。 ○社会福祉法人・企業・NPO 法人等が地域の課題を知る機会をつくる。	・除雪等の地域課題に対する企業や社会福祉法人の活動とのコーディネートを行う。	A	地域貢献の場として除雪活動、子ども食堂への支援、災害支援、環境整備等の活動をコーディネートした。(ボラセン 15 件)	社会福祉法人の体験メニューの提示を継続するとともに、就労体験先の新規受け入れ企業の開拓やアプローチについても継続する。
○地域貢献活動を希望する企業などと、地域ニーズをつなぐ。	・就労へ支援が必要な方のための企業での体験受入先を開拓する。	A	企業よりコミュニケーションが苦手などの就労困難な方々の就労体験引き受けていただくことで、相談者の理解につながり、また、雇用へつながるケースもあった。	地域が取り組む福祉活動の推進に対し企業との協働を積極的に調整し活動の強化を図る。
	・地域ケアネットワーク会議へ地元企業より参加いただく。	B	地域ケアネットワークへ企業より参加いただくことで、企業で把握している地域の気なる人の情報共有や、地域内の見守りのネットワークへ参加協力をいただくことが出来た。 (課題) 事業強化のため特養連絡会9法人以外の社会福祉法人との連携、また、連携企業の新規開拓を検討する必要がある。	

第三次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2020」進行管理表

【基本的な視点3】【支えあい】～身近な地域でお互いに助けあえる関係づくり～

活動目標	活動項目	具体的取組内容	進行状況	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
5	困りごとをみんなで考える				
	⑨近隣でできる助けあいを考え、活動を進める			【地域の取り組み】 学区・地区社協ごとに、地域ケアネットワーク会議などの場を活用し、地域支え合いプランに基づき話し合いを行った。 地域の広報等を活用して周知するとともに、座談会など学区・地区社協の事業へ、広く住民の参加を呼びかけた。	
	【地域で取り組みたいこと】 ○小地域福祉活動計画「地域支え合いプラン」に基いた活動を進めるための体制をつくる。 ○「地域支え合いプラン」などの地域づくりの目標を広く住民に周知し、参加を呼びかける。 ○「地域支え合いプラン」の地域での実践を評価するため、定期的な話し合いの場をつくる。	・地域支え合いプランを推進するための話し合いの場を設定し、小地域単位で取り組む福祉活動を地域住民と確認する。 ・地域支え合いプランを周知するとともに、地域で行う事業への参加を広く呼び掛ける。 ・地域ケアネットワーク会議などで支え合いプランの評価を行うとともに、次年度に向けた話し合いを行う。	B B B	鶴岡地域では、学区・地区社会福祉協議会等がプランの検証等を行いながら事業を推進した。 地域庁舎エリア(藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海)の福祉センターでは、地域福祉委員会により地域支え合いプランに基づいた事業の検証等を行い住民主体の取組を推進した。	地域支え合いプランに基づいた活動の実践とプランの適切な進行管理を行い、課題や資源等地域特性を把握し、生活課題を抱える方への支え合いの仕組みづくりを支援する。
	【市社協が取り組むこと】 ○地域が行う「地域支え合いプラン」の推進に必要な情報の提供など活動を支援する。 ○学区・地区社協連絡委員会や研修会などを通じて、学区・地区社協の交流を図り、活動の活性化と課題解決への取組を支援する。	・各種会議等で地域支え合いプランの周知を行う。 ・学区・地区社協連絡委員会の情報交換会・研修会を行う。	A B	【市社協の取り組み】 地区担当職員が地域支え合いプランの評価や進行管理に関わり、座談会、地域福祉委員会、ネットワーク会議等で地域住民へ支え合いプランの周知を行い、推進支援を行った。 学区・地区社協連絡委員会で「見守り」「支え合い」「福祉学習」をテーマとしたエリアごとの情報交換会や、住民主体の地域福祉活動に関する研修会を開催し、活動の活性化を図った。 (課題) 市社協の各地域の特性による地域課題の把握、分析が十分ではない。	

⑩困っている人を地域で支える仕組みづくり				
【地域で取り組みたいこと】 ○困りごとや悩みを話すことができる機会をつくり、身近な地域で出来る助け合いの仕組みをつくる。 ○支援が必要な人や世帯の早期発見・早期通報ができる仕組みをつくる。	・住民主体による生活支援や見守りの体制を整える。	B	【地域の取り組み】 住民主体による日常のちょっとしたお手伝いを行う生活支援のおだがいさまネットや、除雪支援の取り組み、住民同士の異変等の気付きを促す見守りネットワークに取り組んだ。	相談支援で把握した地域課題を、住民主体活動への取り組みや、地域支え合いプランへつなげるよう、地域福祉推進組織と共有する
	・隣組単位等の小地域による見守りのしくみを構築する。	B	福祉協力員の配置に仕組み、気になる方がいる場合に、民生委員や町内会長、相談支援機関へつなぐなどの対応を行う、小地域の見守りのしくみを構築している。 (R7. 3 月末時点: 福祉協力員配置人数 954 人)	
【市社協が取り組むこと】 ○地域のニーズに沿った先進的な活動事例を情報提供することにより、困っている人への支え合いの仕組みづくりを支援する。 ○社協の相談支援部門に寄せられる相談事のうち、福祉サービスの他に地域住民の支え合いが必要なものについて地域に問題提起する。	・相談支援で把握したニーズの対応について、住民主体活動へつなげ、取り組みを支援する。	B	【市社協の取り組み】 相談支援で把握した地域での対応が必要な課題については、ケース会議や地域ケアネットワーク会議等で関係組織と共有し、見守りや情報提供の体制等の連携を図った。	
	・相談支援で把握した地域課題を、各種会議等で関係組織等と共有し、住民主体の地域福祉活動を検討する。	B	(課題) 相談支援で把握した地域課題を住民主体活動へつなげるためのアプローチは十分とは言えない状況にある。	

活動目標	活動項目	具体的取組内容	進行状況	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
6	日頃からの関わりあいを防災にいかす				
	①地域の力をいかした防災対策				
	【地域で取り組みたいこと】 ○平常時から、近隣の子どもや一人暮らし高齢者、障がいのある人など、災害時や緊急時の要支援者について把握しておく。 住民向けの防災研修会を開催する。 ○災害の種別に応じた継続的な避難訓練を実施する。 ○災害時の適切な避難誘導をする。 災害時に適切な行動や避難体制が取れるよう日頃から話し合いを行う。	・住民主体活動による「安心カード」の設置や「鍵預かり事業」の作成及び更新する。 ・町内会単位で避難訓練を行う。 ・町内会・自治会やコミセン単位による「防災台帳」、「防災マップ」の作成及び更新をする。	B	【地域の取り組み】 見守り活動及び救急等有事の際の対応のため「救急安心カード」の設置(R6.3 月末時点 7,650 世帯設置)、「鍵預かり事業」に取り組み、要支援者の情報を把握、共有し、支援体制を構築した。 避難訓練・防災訓練については町内会・自治会単位で実施しており、住民の関心を高めるよう炊き出し訓練を行うなど工夫をしている。 災害時の避難支援のための「防災台帳」、「防災マップ」の作成などにより要支援者の情報を把握、共有し、災害時の避難等支援体制を構築した。	災害時要支援者と見守り活動を一体化とする防災に福祉の視点を取り入れたしくみを推進する。
	【市社協が取り組むこと】 ○地域が開催する防災研修会の支援を行う。 ○災害時のボランティアのコーディネートを行う。 ○被災者の生活ニーズを把握し援助につなげる。 ○職員を派遣し、避難所における福祉ニーズを把握する。	・町内会やコミセン等で行う防災に関する研修へ支援する。 ・災害発生時に鶴岡市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルにより、被災者のニーズ把握、ボランティア活動の調整を行う。	B A	【市社協の取り組み】 災害発生への備え、災害ボランティア活動の研修など、町内会やコミセン、団体からの依頼に対し研修を行った。 ※R6 年度出前講座実施回数:5 回、参加者延 165 名 令和 6 年 7 月の大雨災害に対し、ニーズ調査を経て、鶴岡市災害ボランティアセンターを開設し、鶴岡地域の NPO 法人や企業、団体等とボランティア活動を調整し被災者の生活再建を図った。 ※支援件数 11 件、ボランティア活動延人数 65 名(企業、団体、個人) 家財道具や畳搬出、集積所へ運搬清掃。 (課題) 既存の地域の見守り機能を災害支援に活かす市社協の地域へのアプローチが進んでいない。	

⑫災害ボランティアの育成、関係団体との連携				
【地域で取り組みたいこと】 ○避難所設営訓練などを行い、災害時に備えた役割分担をしておく。	・町内会やコミセンごとに避難所設営訓練を行う。	B	【地域の取り組み】 町内会での自主防災計画、地区での自主防災計画での役割分担を明確化し、避難所運営の訓練を行うことで、災害時に迅速な対応が出来るよう備えている。	災害ボランティアセンター設置・運営の訓練及び研修会を継続して実施し、さらに、行政関係課や NPO 法人、協力団体等との連携強化のための話し合いを行う
【市社協が取り組むこと】 ○災害ボランティアセンターの設置訓練の実施及び市社協の危機管理計画に基いた職員の緊急時における対応訓練を実施する。	・関係組織、団体、地域住民よりご協力いただき、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施する。	A	【市社協の取り組み】 市総合防災訓練時に災害ボランティアセンター設置訓練を、青年会議所、NPO 法人、地域住民よりご協力いただき実施した。	
○災害ボランティアの活動実績を紹介するなどの研修を行う。	・町内会やコミセン等で行う防災に関する研修へ支援する。	A	学区・地区社協、NPO 法人と協働により、災害ボランティアセンター研修会を実施し、災害時の住民主体の支え合い活度について研修を行った。(令和 6 年度 1 回開催、参加者 35 名)	
○災害時、迅速に災害ボランティアセンターの設置運営ができるよう行政機関及び関係団体と連携協力を進める。	・災害ボランティアセンターを速やかに設置できるよう、行政関係課、NPO 法人等と検討を行う。	A	令和 6 年 7 月の大雨災害の振り返りと課題の対応について、市関係課、NPO 法人、市社協との情報交換会を行い、災害時の被災状況、ニーズの情報共有等の課題等を検討し、連携強化を図った。 (課題) 災害時における企業や NPO 法人との新規連携先を開拓し、災害支援体制の強化を張る必要がある	

第三次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2020」進行管理表

【基本的な視点4】【認め合い】～お互いの違いを認めあい、その人らしさを大切にする社会づくり～

活動 目標	活動項目	具体的取組内容	進行 状況	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
7	一人ひとりの暮らしをまもる				
	⑬権利擁護の普及啓発				
	【地域で取り組みたいこと】 ○身近に心配な人がいたら関係機関に相談する。	・民生児童委員、コミセン職員、町内会長などが把握した相談が必要な方を専門職と情報共有する。	B	【地域の取り組み】 民生児童委員や地域組織が把握した地域住民の相談を相談支援機関へつないでいる。	
	【市社協が取り組むこと】 ○法人後見事業を通して成年後見制度の普及啓発を行う。 ○認知症や障がいがあってもその人の意思が尊重されるよう、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用につなげる。	研修会や出前講座、広報紙等を活用して広報活動を行う。 権利擁護に課題のある方に係る相談を受け付け、支援制度につなげる。	A A	【市社協の取り組み】 コロナの影響で市民向け研修会の開催は見合わせた。 令和5年度からは鶴岡市成年後見センターが、成年後見制度の普及啓発を行った。 法人後見事業では受任件数が30件、延べ受任件数は50件となった。 (課題) 深刻化したケースでは、より迅速で適切な課題解決能力が求められるが対応力が不足している場合がある。 日常生活自立支援事業では、日常の金銭管理を通じて、在宅や施設での安定した生活を支援した。判断能力が低下した利用者には、任意後見制度の活用や、法定後見制度への移行を支援した。	成年後見センターの円滑な運営を図る。 法人後見について適切な対応を図る。 市民後見人の育成を図る。

○市の地域福祉計画に掲げられている、権利擁護に関わる中核的な支援機関の設置について行政施策の動向を確認しながら検討を進める。 ○身寄りのない人や親族からの支援が受けられない事情があり、既存の制度やサービスでは支えきれない人に対応する身元保証や死後事務などの新たな支援の仕組みをつくる。	中核的な支援機関の設置	A	鶴岡市成年後見センター（中核機関）を設置、受託した。 鶴岡市成年後見センターとして、リーフレットの作成・配置、ホームページや広報誌の活用、出前講座の開催などを通じて広報活動を行った。権利擁護支援検討会議を定期開催し、行政担当課、法律等専門職及び相談支援機関と連携を強化しながら迅速な申立てにつなげた。後見人選任後は後見人支援チーム会議を主催し、後見人の初動を支援した。 （課題） 中核機関としての発信力や課題発見力、解決力が不足している。 C 関係機関への聴き取りによるニーズ調査、先進社協へのアンケート調査により、内容を住まいの安定に不安のある障害者等への支援とし、具体的内容を検討した。	
⑭制度の狭間にいる人への支援の強化				
【地域で取り組みたいこと】 ○孤立している人や様々な課題を抱える人に対して、地域でどのような支援ができるか住民同士で考える機会を設ける。	・地域で開催される会議の場など、様々な検討の機会を設ける。	B	【地域の取り組み】 福祉協力員等の研修会や福祉座談会、地域ケアネットワーク会議などを通して話し合いの機会を設けた。	・様々な地域資源を活かした見守り体制、相談支援体制の開拓・強化。 ・ケース検討会や研修会を通じた職員のスキルアップに取り組む。
【市社協が取り組むこと】 ○2 層エリアごとに相談支援を担当する地域福祉ワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）定め、制度の狭間にあって生活課題が解決しづらい人への相談を受け、課題解決に向けた支援を行う。	・地域福祉ワーカーの配置によるコミュニティソーシャルワークによる相談支援業務を確立する。	A	【市社協の取り組み】 令和 3 年度より地区担当職員である各福祉センター職員 11 名を地域福祉ワーカーとして配置し、制度の狭間にある課題を抱える方、社会的孤立により誰にも相談できずに課題が深刻化している方への対応や、個別の課題に対する地域づくりを支援する体制整備を行った。	

	○既存の制度では解決が難しい生活困難を抱えた人について、関係する機関、団体、必要に応じて地域住民などが参加して解決策を探る検討会議を開催する。	・重層的支援体制整備事業により、関係相談支援機関、住民自治組織等と連携により、課題が複雑・複合化した個別ケースの相談支援を行う。 ・福祉センターごとに地域ケア推進担当等との分野を拘らないケース検討の場を設ける。	A	(課題) 年々増加し複雑化する相談へ対応するため、地域福祉ワーカーの相談支援・地域づくりの業務の充実にに向けた業務整備を検討する必要性がある。 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備のため、重層的支援体制整備事業移行準備事業を令和 4 年度から令和 6 年度まで鶴岡市より受託。重層的支援体制の機能である「多機関協働事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の三事業を実施し、各種相談支援機関と連携しケース対応の協議、アウトリーチによる訪問対応、参加支援事業へのつなぎによる一体的支援に取り組んだ。 <多機関協働事業による対応件数> ・令和 4 年度 8 件 ・令和 5 年度 8 件 ・令和 6 年度 12 件	鶴岡市における包括的支援体制の整備について、これまでの市社協の取り組みを踏まえ、市担当課と協議しながら、連携の強化に努める。
	○市社協の相談支援機関に寄せられた、制度の狭間にある相談事例を集約し、新たなサービスの開発を検討し、行政、市民に提起する。	・相談支援業務のスキルアップや、個別課題へ対応する資源開発のため、相談支援により対応した事例をまとめる。	B	・相談支援ネットワーク会議(朝日地域) ・55%会議(温海地域)	
			C	(課題) 重層的支援体制整備事業の各種事業が市内統一した取組となっていないため職員の研修や業務環境の検討が必要。 地域福祉ワーカーが関わった困難事例への対応などのまとめについて、活用方法など具体的な内容は検討中。	

活動 目標	活動項目	具体的取組内容	進行 状況	これまでの成果と課題	目指すべき方向性
8	思いをつなぐ、本来へのチャレンジ				
	⑮子ども・若者の社会参加と活躍の場づくり				
	【市社協が取り組むこと】 ○就業体験を目的としたインターンシップの受け入れ	・福祉サービス事業所を中心としたインターンシップの受け入れ。	A	福祉サービス事業所ごとに大学生や高校生のインターンシップの受け入れ対応を行った。	インターンシップの受け入れを継続し、就労への意欲や考え方を養う。
	○福祉実習生の受け入れや地元教育施設との交流	・社会福祉士実習指導者講習会を受講し実習受け入れ体制を整える。	A	社会福祉士実習受入を地域福祉課で対応し、社協内各課、福祉センター、相談支援部署と連携して対応した。	
	○農福連携などを通したつながりや共に働く機会づくり	・庄内農業高校と地元の「地域農園」での交流。	A	庄内農業高校の地域交流と高齢者の閉じこもり防止への取り組みをマッチングし実施。農作業を通じて交流を行った。	
	○若い世代などにボランティア活動や地域活動へ参加する機会を提供し、若い世代が地域の中で活躍できる場づくりを行う。	・イベントや地域課題解決の手段としてボランティア活動の場の情報提供を行う。	A	赤い羽根共同募金事業や地域の福祉まつり、除雪ボランティア等で小・中・高生の参加機会を促した。	
	⑯地域共生社会の実現を目指した基盤づくり				
	【市社協が取り組むこと】 ○アウトリーチの徹底(地域に出向いて支援が届かない人、受け入れない人に働きかけること) ○相談・支援体制の強化(伴走型支援、専門職のスキルアップとネットワーク化) ○地域づくりのための活動基盤整備(住民の福祉活動の組織化と活動拠点の整備) ○行政とのパートナーシップ(行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価)	・地域に出向いての関係機関との連携を基本として積極的にアウトリーチを行う。 ・事例検討の実施や県社協等の研修へ参加する。 ・地域福祉活動を担う推進組織の整備	A	地域で孤立している方などの個別ケースの情報や、地域のまちづくりや交流など地域事業の状況把握に努めるため、積極的に地域へ出向き最新の情報を把握するよう努める。 (課題) 少子高齢化・人口減少への課題に対応した地域特性に応じた支援体制の構築が必要。	地域の状況に応じ福祉活動を担う地域福祉推進組織のあり方を地域住民の方々と相談しながら検討する。

鶴岡市の地域福祉を巡る重点課題（素案）

【重点課題 1】

身近な地域で気軽に相談できる体制の整備とニーズに合った支援の拡充

① 重層的支援体制整備事業の体系的・計画的推進

○鶴岡市では、8050 問題など複合的な課題を抱えた家族や制度の狭間の問題に対して、気軽にワンストップでの相談・支援に当たる体制を、合併前の旧町村では、旧庁舎における保健・福祉部門と社会福祉協議会が協働して整備し、対応しています。その一方、旧鶴岡市のエリアにおいては、各部署や機関が必要に応じ連携して対応しているものの、包括的な相談支援窓口が設置されていない状況です。

○政府は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する全世代型の包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和 3（2021）年度から任意事業として実施しています。

○本市においても、包括的相談支援事業者や関係機関等との連携体制の構築を図るための多機関協働について、令和 4（2022）年度より（福）鶴岡市社会福祉協議会へ委託し実施しています。そして、令和 6（2024）年度の移行準備事業を経て、令和 7（2025）年度より、上記の重層的支援体制整備事業を実施しています。

○令和 6（2024）年の 8 月から 9 月にかけて市民に対してアンケートを実施した「福祉ニーズ調査」では、「最近の暮らしで困っていること」で、「大変困っている」、「ある程度困っている」を合わせた比率は、「物価の高騰や経済的なこと」が 79.1%と、他と比較して最も高くなっています。続いて「介護に関すること」が 30.1%、「住まいに関すること」が 29.6%、「子育てに関すること」が 28.1%となっています。また、「家族関係に関すること」は 10.4%であり、必ずしも低くない比率を示しています。本調査においても、市民の中で、深刻な困りごとを抱えている世帯が少なからず存在することが示されています。

② 圏域ごとの福祉の総合相談窓口機能の体制整備

○今後、旧鶴岡市エリアにおいても、福祉総合相談窓口を設置するなど、地域における福祉の総合相談窓口の機能の強化を図る必要があります。これらの圏域ごとの窓口に寄せられた複合的な課題などに対して、多機関で協働してアセスメントや支援計画を

策定する重層的支援会議（支援会議）の拡充を図る必要があります。そのためには、これらをコーディネートする相談支援包括化推進員の配置や共通するアセスメントシートなどの開発を行う必要があります。

- また、単に相談で終わることなく、孤立した人・世帯が社会とつながるように、居住支援や就労支援、居場所へのつなぎなど、地域社会への参加支援を行う必要があります。そのためには、支援が届いていない人に対して、ただ窓口で待つだけでなく、実際に自宅に出向いていくなどのアウトリーチによる継続的なアプローチが必要となります。

③ 重層的支援体制整備事業の効果的な推進と検証

- 今後も増加すると予測される複合的な課題を有している個人や世帯、制度の狭間問題に対して、関係する部署や機関が連携・協働し、地域住民の理解や協力を得ながら、効果的な支援を行う体制をさらに強固に構築していく必要があります。
- このように重層的支援体制整備事業の効果的な推進を図るとともに、その成果について定期的に検証することによって、さらなる拡充を図る必要があります。

【重点課題2】

ハイリスクを抱えた人々へのアウトリーチと地域における孤立予防の推進

① 市民一人ひとりへの多様な媒介による相談機関や情報提供の拡充

- 本市においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人と人との交流が薄れたことで深刻化した孤独・孤立問題に対応する取り組みとして、令和4(2022)年度に、「人と人とのつながりに関するアンケート調査」による実態把握、令和5(2023)年度に「つながりサポーター養成講座」の試行的実施、孤独・孤立対策チラシによる普及啓発などを行ってきました。
- 前記の「福祉ニーズ調査」においても「精神的に健康でない（「あまり」と「健康でない」の計）と回答した人は、26.6%となっており、メンタルヘルス上の課題を抱えた人もかなり多くいることが考えられます。また、主観的な孤独感を有する人は、「時々ある」が9.2%、「しばしばある・常にある」が4.7%であり、内閣府の全国調査（2023年）においては4.8%であり、ほぼ同程度となっています。
- 独居高齢者、一人親世帯、認知症や引きこもり、不登校の人々、またメンタルヘルスの課題を抱えた人、生活困窮者など支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求

めない・求めることができない人々が増加していることが考えられます。

- このような人々や地域住民に対して、関連する相談機関やサービス内容について、わかりやすく親しみやすい情報提供が求められます。その点で、急速に普及しているSNSによる情報提供の工夫、また相談支援などに活用していくことが求められます。特に普段SNSを利用している若い世代には、効果的であると考えられます。

② 身よりのない単身高齢者等のハイリスクを抱えた人への早期対応、アウトリーチの推進

- 我が国では、入院治療や賃貸住宅への入居、福祉施設の利用などにおいて、家族や親族などの身元保証人がいることが前提として行われてきました。しかし、単身化社会の到来により、子どもや親族など身寄りのない単身高齢者などが増加しています。また、未婚・非婚の人が増加しており、今後身寄りのない方が地域において安心して暮らすための方策が必要とされています。厚生労働省の調査では、障害者の年代は、40代・50代が4割近くとなっており、これらの人々の両親の高齢化に伴う対応が求められています。
- 先の「福祉ニーズ調査」でも、「困っている時に頼れる人の有無、頼れる人」について、「通院や買い物の世話をしてくれる人がいない」と回答した人は、10.3%、「家庭や仕事のことで精神的に苦しいときに頼れる人がいない」が9.4%、「重要な事柄の相談で頼れる人がいない」が8.5%、「病院や福祉施設に入所・入院する際に身元保証人として頼れる人がいない」が7.3%となっています。
- 厚生労働省においても、令和8(2026)年度に社会福祉法を改正し、身寄りのない単身高齢者等の終身サポート事業を法制化・公的事業化することを予定しています。それは、現在社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を新たな事業として実施することが予定されています。身寄りのない単身高齢者や両親が高齢化した障害者が地域で安心して暮らすために、このようなリスクを抱えた人たちにアウトリーチし、実態を把握し、可能な限り早期に相談にのり、必要な情報やサービスを提供するサポートのあり方について、行政や関係機関・団体が協力して検討する必要があります。

③ 地域における孤立予防と住民主体による支え合い活動の推進

- 本市においても高齢化の進展や人口減少に伴い、単身高齢者など地域社会において孤立しがちな人々が増加する一方、町会や自治会などが役員の高齢化などにより、行事や活動を維持することが困難になっている地域も見受けられます。

○先の「福祉ニーズ調査」において、住んでいる地域の課題として、「かなりあてはまる」、「ある程度あてはまる」と回答した比率が高いのは、「少子化や人口が減っていくことが心配である」が合わせて74.1%、「災害があった場合に心配である」が64.1%、「町内会や自治会の役員が高齢化し、担い手が不足している」が62.7%の順となっています。また、地域別のデータからは、地域の地理的条件や利便性、人口減少や高齢化の進展状況などによって地域の課題についての認識に違いが示されています。

〈参考資料 参照〉

○高齢化や人口減少に伴い、地域で孤立しがちな人々を「気づきあい、つながりあい、支え合い、認めあう」地域支え合いの仕組みづくりを再構築していく必要があります。本市においても、空き店舗を活用した多世代交流拠点による交流活動や新たな地域リーダーなどによる支え合い活動を展開している地域があります。こうした活動は、日常生活圏など身近な地域で、各地域の特性を活かし推進・拡大していくことが重要となります。

○先の「福祉ニーズ調査」においても住民同士のささえあい、たすけあいの必要性について「とても必要だと思う」が17.2%、「必要だと思う」が51.6%となっています。また、住民同士のささえあい、ボランティア活動に特に必要なことは、「ともに活動する仲間や友人がいること」が47.6%、続いて「家の近くでできること」が37.6%、「地域の人が気軽に集まれる場所を作ること」が30.7%となっています。また、上記についてできることとして、「日常での安否確認や声かけ」が48.4%、続いて「災害時避難の手助け」が39.8%となっています。

○その一方、地域の人に頼みたいことは、「災害時避難の手助け」が31.1%、続いて「日常での安否確認や声かけ」が21.6%、「具合がよくない時に、病院や救急などへの連絡」が17.8%となっています。また、地域活動・ボランティア活動への参加意思については、「できるだけ取り組んでいきたい」が8.5%、「機会があれば取りくんでもよい」が41.9%となっています。

○このように、住民主体による地域支え合い活動を推進するためには、より多くの住民が「支え合い活動」の意義を理解し、できる範囲での見守りや声かけなどの活動を広げていくことが必要となります。そのため、先に触れた地域における「つながりサポーター」の養成や定年退職後の高齢者や子育て世帯、また、若者など多様な世代を対象に、個人や団体がつながり、交流・参加、学びの場や機会を地域に多様に創出していくことが求められます。

- 日常生活圏単位において地域福祉活動を活性化させていくためには、行政や社会福祉協議会、社会福祉などの関係機関、NPO 法人・ボランティア団体、各種民間事業所が連携・協働し、地域の特性に応じて取り組む必要があります。
- 現在、社会福祉協議会が配置している地域福祉ワーカーや地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターなどにより、地域の特性に応じた住民主体による「支え合い活動」について、助言・支援する機能の強化を図る必要があります。
- また、社会福祉法人は、永年の福祉事業実践のノウハウ、人材、設備などを保有している専門拠点であり、それらを活かし、行政や社会福祉協議会、住民組織と協働し、生活困窮者への支援や地域社会の課題解決に向け、その力量をますます発揮することが求められています。

【重点課題 3】

全世代対応型の地域福祉を推進するための人材の確保とデジタル化等の推進

① 福祉や介護等に携わる人材確保の促進

- 少子・高齢化に伴う近年の労働力不足は、福祉や介護、また医療・看護等に関わる人材確保においても深刻な問題となっています。高齢者や障害者福祉サービスに欠かせないケアワーカーやホームヘルパー、ケアマネジャーなどは、全国的にも高齢化が進むとともに、その人材確保の困難な状況が指摘されています。少子化の影響や若者層の都会への流出などにより、福祉・介護人材の不足は、本市にとっても喫緊の課題となっています。
- 先の「福祉ニーズ調査」において、福祉施策の重要度に関する設問では、「福祉や介護の人材の確保や養成」について、「かなり重要」が 42.7%と最も高くなっています。
- 政府によるこのような人材への待遇改善が図られることが待たれますが、本市においても、資格取得に関する支援や各事業者の経営基盤の改善による待遇改善など、可能な限り福祉や介護に関する人材の確保を促進する必要があります。
- また、全世代対応型の包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するために、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施など、人材の育成・確保に向けた取り組みを進めることが重要となります。

② 福祉や介護サービスに関するICTの活用やデジタル化の促進

○政府は、デジタル庁の設立を通して行政事務や住民サービスに関するデジタル化を早急に促進しようと図っています。このような動向を踏まえ、本市の医療、福祉、介護、保健福祉領域においても、行政事務や住民サービスのデジタル化を進め、効率化を図っていくことが求められます。その一方、高齢者などのICT弱者などへの配慮も合わせて図っていくことが求められます。

○また近年、ケアワーカーの身体的負荷を軽減するために移動リフトなどの機器やICTを活用した安否確認、介護ロボットの導入などに取り組んでいる高齢者施設が増加しています。本市においても、これらについての情報の収集、導入による効果の検証を進めると共に、施設間の情報の共有化を図る必要があります。これらによって、現場職員の過重な負担を軽減するとともに、利用者のリスクの軽減やサービスの質の向上を図ることが求められます。

【重点課題4】

住民主体による健康増進・介護予防活動の推進

① 住民主体によるこころと体の健康増進活動の推進

○長期に続いた新型コロナの影響、異常気象の頻発化、近年の国際情勢の不安定化など、社会環境の大きな変化により、市民生活において心身のストレスが増加していることがうかがえます。

○先の「福祉ニーズ調査」においても、回答者の主観的な身体的健康観は、「あまり健康でない」が22.3%、「健康でない」と回答した方が7.7%となっています。また、精神的健康観は、「あまり健康でない」が20.4%、「健康でない」が6.2%となっています。

○日本人は、悩みごとや心の健康に関する問題を自身で抱え込む傾向があると言われていています。地域の中で心の悩みを語り合う場や機会を設けるなど、一人一人がメンタルヘルス・リテラシーを高める工夫が求められます。本市では、一人で悩まず相談する人、悩んでいる人に気づき・声をかけ・見守る人が増えるよう「こころのサポーター」を養成するために研修を行うとともに、こころの健康相談などを実施しています。

○精神的なストレスを抱えた人が多くなっていることを踏まえ、さらに「こころのサポーター」養成研修の拡充、地域における啓発的な取り組み、それぞれが悩みを話せる地域における居場所の開設、各種支援策・相談窓口の情報をわかりやすく情報発信す

るなど、可能な限り早期に支援につなげる取り組みを拡充していく必要があります。

○地域住民の一人一人が乳児期から高齢期までの各ライフステージにおいて「こころとからだ」の健康を維持し、健やかに暮らしていくことが重要です。コロナ禍においてその重要性がさらに増したと言えます。そのために住民は、「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、食生活や日常生活を見直す必要があります。一方、行政は、地域における健康増進活動の支援体制を確立し支援していくことが求められます。

○本市では「いきいき健康つるおか 21 保健行動計画」に基づき、健康増進や生活習慣病を予防する第一次予防、また、疾病の重症化の予防、高齢者の健康維持、健やかな生活を営むための心身機能の維持・向上を目指した取り組みを推進しています。

○その結果、住民が主体的に取り組む「スーパー健康づくりサポーター喜楽喜楽」の活動が定着してきました。また、高齢者の介護予防事業への参加者は、コロナ禍において中断し減少しましたが、最近では増加傾向にあり、その受け入れ体制の整備・拡充が必要となっています。また、コロナ前には、高齢者の転倒予防のための筋力トレーニング「まちなか筋しゃん塾」修了者による介護予防の自主サークル参加者が増加していました。今後、こうした住民主体による健康増進・介護予防活動の推進・拡大を支援していく必要があります。

○令和 6 (2024) 年 1 月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。この法律は、認知症の人々が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう認知症施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としています。急速な増加が予測されている認知症高齢者や若年性認知症者の尊厳を守り、またその家族を地域全体で支える取り組みをさらに進めていくことが必要とされています。

【重点課題 5】

子どもと若者の健やかな成長と主体的な参加を応援する施策の推進

○少子高齢化が急激なスピードで進んでおり、人口減少は深刻な問題となっています。少子化を食い止め、次代を担う子どもが健やかに成長し、地元で定着することは、地域社会にとって、次代の人材を育むという重要な意味を持つものであり、地域全体でその体制を整える必要があります。

○本市でも、子ども家庭センターにおいて、すべての妊産婦や子育て世帯へ、安心して育て妊娠・出産・子育てができるよう妊婦期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

○近年育児に関する相談が増加するとともに、子どもへの虐待に関する相談件数が増加傾向にあります。さらに、学校への不適応、不登校や発達障害など保護者の子育てに関する相談件数も増加傾向にあります。

○不登校や引きこもりの長期化によって、社会へ適応する機会を逸してしまい、若年無業者となり、問題が深刻化してしまう例も少なからずあることが指摘されています。そして、これまで必ずしも十分に光が当たってこなかったこの問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関や団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし発達段階に応じた支援を効果的に行っていくことが求められています。

○このような子育てや若者に関する問題が長期化、深刻化する前の早期に相談ができるよう、保護者への情報提供を行うとともに、関係する機関や団体が連携を強め、相談支援体制を一層強化していく必要があります。

○令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映などについて定めています。そこには、すべてのこどもは、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのにとって最もよいことが優先して考えられるとされています。

○これまでの、こどもを保護されるべき対象としてのみとらえるだけでなく、こども自身が何を考え、何を必要としているのか意見を表明する機会を保障する必要があります。先行自治体の例なども参考としながら、本市における取り組みを検討する必要があります。

○また、若者にも同じように意見を表明する機会を保障することが求められます。そのことによって、若者にとって鶴岡市の魅力を高め、高校生や大学生など若者が、県外に進学や就職を求めて流出する傾向に少しでも歯止めをかけ、UターンやIターンなど若者の地元定着や定住促進を進めて行くこと期待されます。市とハローワーク、商工会議所などが連携し、若者の地元就職への相談など支援体制の強化、雇用促進を図る必要があります。

【重点課題6】

地域で安心して暮らし続けることができるための権利擁護サービス等の拡充

○高齢化の進展とともに、独居の認知症高齢者が増加するとともに、知的障害者、精神障害者の親族が高齢化することによって、意思判断能力が不十分な人々の財産・金銭管理、生活支援ニーズがさらに増加することが予測されます。

現在、政府においても成年後見制度のあり方が検討されていますが、日常生活支援事業の支援員や後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業、公的保証人制度の整備など意思判断能力が不十分な方の権利擁護を図るさらなる体制の整備が必要とされます。

○近年、国内で各種の社会福祉関係の事業所において虐待事件が発生しています。また、障害者グループホームやサービス付き高齢者集合住宅などが増加している傾向にあり、そのサービスの質が不透明であると指摘されています。また、高齢者や障害者への詐欺などの犯罪も減少する傾向にありません。

○行政や各種の民間事業者などの従事者に対して、意思判断能力が不十分な方の人権尊重、権利擁護について、研修の実施や指針の作成や普及による徹底が必要とされています。また、地域住民には、虐待や権利が侵害された場合の通報や連絡の普及・啓発、また、行政による立ち入り調査の実施など、サービスの質の向上と権利擁護を図る体制づくりが必要とされます。

○障害者差別解消法が施行され、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、不当な差別取り扱いを禁止する共に、「合理的配慮」の提供が義務づけられています。さらに、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する、研修の実施や指針の作成や普及などに取り組む必要があります。

○『鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査』（令和元年度）では、LGBT 等性的少数者であることに対し、身近な人ほど「受け入れられるか判断できない」とする割合が高くなっています。

○住まいは生活の拠点です。そして、その住まいに医療・介護・生活支援等のサービスを包括的に提供する体制を地域ごとに構築することが生活を支えるために不可欠です。生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化が求められます。

【重点課題 7】

人口減少・高齢化に伴う地域の特性や課題に対応した施策の展開

○わが国の経済は、コロナ禍以降持ち直しの動きがあるものの、近年のインフレや国際情勢の不安定化などにより、地方経済は厳しい状況にあると言えます。本市においても、地元企業の振興策や商店街の活性化、中山間地域や市中心市街地などの人口減少や高齢化、地域社会の持続可能性などが重要な課題となります。

○先の「福祉ニーズ調査」においても、地域の課題について、人口の減少や高齢化に伴って、「町内会や自治会の役員が高齢化し、担い手が不足している」、「少子化や人口が減っていくことが心配である」、「買い物や通院が不便である」などの回答がかなり高い地域があります。

(参考資料 参照)

○このような地域の住民の不安に応えるためにも、今後の人口減少や高齢化の進展を前提とし、地域の特性や課題に対応したコミュニティ施策を展開していく必要があります。

○また、高齢者の増加などを見込んだユニバーサルデザインなどの考えによる商品の開発や商店街のバリアフリー化、さまざまな地域資源を活かした施策の展開が求められます。また新たな事業体として、NPO や民間事業所などによる児童、障害者、高齢者などへのサービスを、コミュニティビジネスとして開発する振興策が求められます。

○また、本市には慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学大学院など多くの高等教育・研究機関が集積しており、これらの研究成果をふまえた、既存産業の活性化や新たなベンチャービジネスの創出などによる地域の活性化が期待されています。

【重点課題 8】地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上と防犯活動の推進

○近年、気候変動等の影響により、豪雨災害など既存の想定を上回る自然災害が多く発生しています。また、令和 6（2024）年 1 月の能登半島地震もあり、市民の災害への危機意識も増しています。

○大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐには、行政の対応「公助」だけでは限界があることから、自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域コミュニティ

での相互の助け合い「共助」の取組が重要です。地域コミュニティにおける「共助」の推進のため、「地区防災計画」の策定を推進します。

○地域住民が安全、安心に暮らすためには、助け合い、支え合う地域コミュニティづくりが重要となります。そのため、住民主体による防災への取り組みを支援し、市民と行政の連携を図りながら、若者や女性など幅広い住民活動の担い手やリーダーを確保、育成し、自主防災組織の強化に取り組みます。

○また、災害時要援護者は迅速に自ら避難することが困難です。そのため災害時要援護者避難支援個別計画の作成を推進し、情報の伝達方法や避難誘導などを当事者と支援者が共有できるよう支援することが必要です。現在、関係事業者の協力を得て、同計画の作成を進めていますが、特に災害リスクが高い地域などにおいて、さらに推進する必要があります。

○防犯については、振り込め詐欺、消費者被害など高齢者を対象とした犯罪が多く見られます。そのため、年金支給日にあわせた振り込め詐欺防止の啓発活動などを実施し、高齢者自身の意識啓発が重要となります。また、地域における防犯カメラの設置、住民の主体的な見守り活動や家の電話を留守番電話に設定することによって未然に防ぐこともできます。一方、高齢者は、子どもの見守り活動・パトロールなどを推進し、防犯や少年非行防止に寄与する重要な役割があります。

【重点課題 9】地域医療を取り巻く環境の変化への対応力の向上

○令和 7（2025）年には、4 人に 1 人が 75 歳以上の後期高齢者となる時代が到来しています。医療現場では医師や看護師が不足しており、医療資源の偏在等の地域医療の課題に直面しています。看護師の養成、薬剤師、技師などの医療従事者の確保、地域における医療提供体制の充実が課題となっています。

○地域の基幹病院である荘内病院が他の関係機関との連携を図りながら急性期病院としての使命を果たします。また、市民とともに地域の基幹病院の役割等について考え、市民の地域医療への理解が図られることが急務であります。

○地域にある限られた医療・介護資源を有効に活用するため、地域内で完結できるもの、地域を超えて広域に完結すべきものを明確にし、各医療機関の医療機能の明確化や役割分担等、病床機能の分化・連携を進めていく必要があります。また、庄内二次医療圏で広域連携することが求められています。

- 24 時間 365 日に対応した訪問診療や訪問看護等の切れ目のない在宅医療提供体制や、高齢者等が安心して療養生活を送るための介護サービスは、必ずしも十分ではなく、提供体制の充実が課題となっています。また、訪問看護や看取りなどを含めた在宅医療に対する市民の理解は、必ずしも進んでいない状況です。
- 高齢化に伴い、入院により ADL が低下し、自立した生活や在宅療養が困難になる方が増えています。また、独居で、頼れる親族が近くにいない方、病気以外の課題を抱えている方なども増えています。退院後の介護サービスや障害福祉サービスの利用等、医療、介護、福祉の連携が重要となります。
- 低賃金や夜勤、重労働などの労働環境のため、介護職員の離職率が高いことが課題となっている一方で、痰の吸引など医療依存度の高い方に対応できる専門性の高い介護従事者の確保、育成が求められています。
- 緩和ケアや在宅医療の提供体制の充実、医療、介護、福祉従事者の資質やサービスの質の向上が必要となります。
- 医療的ケアの必要な子どもたちをケアする家族が、急病等により自宅で看護できない場合などに緊急的に預けられる場所が不足しています。
- 医療機関から退院する方に対して、病院や診療所と保健・社会福祉関係機関が連携し、在宅で安心して生活ができるような適切な退院後の生活に関する計画策定の推進や、在宅での療養生活を支え病院・診療所間の連携とともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスなどが連携する体制を整備していく必要があります。

参考資料 鶴岡市「市民福祉ニーズ調査」(2024年8月～9月実施)の結果から

地域の課題について「かなりあてはまる」と回答した比率が高い地域(第1位から第5位まで)

(1)町内会や自治会の役員が高齢化し、担い手が不足している

①温海(47.8%)②三瀬・由良・小堅(44.2%)③朝日(43.6%)④藤島(34.1%)⑤第二学区(33.3%)

(2)少子化や人口が減っていくことが心配である

①三瀬・由良・小堅(65.1%)②朝日(64.1%)③加茂・湯野浜(57.6%)④温海(54.35%)⑤湯田川・田川(52.6%)

(3)近所づきあいが希薄である

①第二学区(22.2%)②第三学区(15.9%)③齋・黄金(14.3%)④湯田川・田川(15.8%)⑤三瀬・由良・小堅(14.0%)

(4)地域で孤立している人が増えている

①加茂・湯野浜(15.2%)②第四学区(11.5%)③第三学区(11.4%)③齋・黄金(11.4%)③藤島(11.4%)

(5)買い物や通院が不便である

①三瀬・由良・小堅(55.8%)②温海(41.3%)③加茂・湯野浜(39.4%)④朝日(30.8%)⑤湯田川・田川(26.3%)

(6)災害があった場合に心配である

①三瀬・由良・小堅(58.1%)②温海(37.0%)③加茂・湯野浜(36.4%)④第五学区(35.0%)⑤第五学区(34.2%)

(7)積雪時の除雪ができるか心配である

①朝日(35.9%)②三瀬・由良・小堅(32.6%)③第一学区(28.9%)③第五学区(28.9%)⑤第二学区(25.0%)

⑤第三学区(25.0%)

地域福祉の各施策について「かなり重要である」と回答した比率の高い地域（第1位から第5位）

(1) 福祉サービス・福祉制度に関する情報提供の充実

①齋・黄金（51.4%）②温海（47.8%）③第三学区（47.7%）④櫛引（43.9%）⑤湯田川・田川（42.1%）

(2) 地域で孤立していない①第二学区（44.4%）③第一学区（42.2%）④三瀬・由良・小堅（41.9%）⑤第三学区（40.9%）

①齋・黄金（45.7%）②第一学区（42.2%）③

(3) 福祉に関する総合相談体制の整備・充実

①第二学区（47.2%）②齋・黄金（45.7%）③第三学区（43.2%）④藤島（40.9%）⑤櫛引（39.0%）

(4) 通院や買い物の手段の確保

①三瀬・由良・小堅（44.2%）②第三学区（40.9%）③湯田川・田川（39.5%）④大泉・上郷（35.1%）⑤羽黒（35.0%）

(5) 福祉や介護の人材の確保や養成

①湯田川・田川（52.6%）②齋・黄金（51.4%）③三瀬・由良・小堅（51.2%）④第三学区（47.7%）⑤羽黒（47.5%）

(6) 経済的に困っている人の自立支援や就労支援

①第一学区（46.7%）②第三学区（45.5%）③湯田川・田川（44.7%）④第四学区（38.5%）⑤櫛引（34.1%）

(7) 身寄りのない人の身元保証や死後の対応

①第三学区（50.0%）②第一学区（46.7%）③齋・黄金（45.7%）④第四学区（44.2%）⑤加茂・湯野浜（42.4%）

鶴岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市民が主体となった地域福祉を推進する計画を策定するため、鶴岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 鶴岡市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治組織関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会福祉事業の従事者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本委員会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第 6 条 委員会に、特定の事項を協議し、及び検討するため、部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和 7 年 6 月 1 日 制定

(設置)

第 1 条 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会は、市民が主体となった地域福祉を推進する計画を策定するため、鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 鶴岡市地域福祉活動計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 自治組織関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会福祉事業の従事者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本委員会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の委員会は会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第 6 条 委員会に、特定の事項を協議し、及び検討するため、部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	備 考
あ べ 阿部 淳士	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会 居宅介護支援事業者部会 副部会長	
い が ら し 五十嵐 廣明	鶴岡市コミュニティ組織協議会 第三学区コミュニティ協議会 会長	
い と う 伊藤 しおり	公募委員	
い わ さ き 岩崎 こうじろう 幸次郎	おやこ草の会（障害者家族会）代表	
え ん ど う 遠藤 き え 貴恵	一般社団法人鶴岡地区医師会 地域医療連携室ほたる 課長	
か と う 加藤 ま ゆ み 眞由美	公募委員	
か ま た 鎌田 ひろこ 博子	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 理事	
こ せ き 小関 ひさ え 久恵	東北公益文科大学地域福祉コース 准教授	
さ と う 佐藤 こうりき 公力	鶴岡商工会議所会員 (有)佐藤クリーニング 代表取締役	
すがわら 菅原 たけし 健史	一般社団法人山形県社会福祉士会 理事	
な り た 成田 いさむ 勇	鶴岡市社会教育委員	
ますだ 増田 こうへい 康平	児童養護施設 七窪思恩園園長	
やまもと 山本 ひ さ き 久喜	鶴岡地区障害者通所施設協議会 会長	

特定非営利活動法人日本地域福祉研究所

氏 名	役職名	
みやしろ たかし 宮城 孝	理事長	法政大学現代福祉学部福祉コミュニティ学科教授
おいしい たけし 大石 剛史	理事	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科准教授

事務局（鶴岡市）

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
菅原 青	健康福祉部長（兼）地域包括ケア推進監
成沢 真紀	健康福祉部次長（兼）子育て推進課長
加藤 早苗	健康福祉部参事（兼）長寿介護課長
佐藤 清一	地域包括ケア推進課長
五十嵐 亜希	健康課長
加藤 恵里	福祉課長
石井 美喜	こども家庭センター所長
佐藤 正	地域包括ケア推進課課長補佐
上野 和範	地域包括ケア推進課地域包括ケア推進専門員
星川 芽舞	地域包括ケア推進課保健師
村上 聡	地域包括ケア推進課主事

事務局（鶴岡市社会福祉協議会）

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
渡邊 健	事務局次長(兼)統括福祉センター長
今野 良一	地域福祉課長
佐藤 律子	生活支援課長
佐藤 雅希子	生活支援課主査
奥山 和行	地域福祉課主幹（兼）おだがいさま企画係主査
荒木 裕幸	地域福祉課おだがいさま推進係係長
笹原 陽子	地域福祉課おだがいさま推進係係長
菅原 麻耶	地域福祉課おだがいさま推進係主事
兼子 萌衣	地域福祉課おだがいさま企画係主事
内山 友梨香	地域福祉課おだがいさま推進係主事